



旭区連合自治会町内会連絡協議会 4 月定例会

旭区マスコットキャラクター
あさひくん

日 時：令和 8 年 4 月 17 日（金）

午前 10 時 00 分から

場 所：新館大会議室（旭区役所新館 2 階）

1 警察・消防からのお知らせ

資料 番号	議題	配布先
1-1	旭警察署からのお知らせ（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします ◆生活安全ニュース、交通ニュース等を同封しますので、ご覧ください。 ◆問合せ先 旭警察署生活安全課・交通課（TEL：361-0110）	単会 会長
1-2	旭消防署からのお知らせ（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします ◆火災・救急状況及び「よこはま防災 e-パーク」のご案内を同封しますので、ご覧ください。 ◆問合せ先 旭消防署総務・予防課（TEL：951-0119）	単会 会長

2 横浜市町内会連合会定例会結果報告

資料 番号	議題	配布先
2-1	令和 8 年度初期消火器具整備費補助事業について（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきの上、単位会長様への周知をお願いします。 単位会長：定例会等でご検討いただき、申請する場合はお住まいの区の消防署にご相談の上、申請を行ってください。 ◆消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置する費用の一部を補助する事業を行っており、令和 8 年度も 4 月から受付を開始します。各自治会町内会長様におかれましては、申請を行うか自治会町内会で検討していただき、申請を行う場合は、消防署にご相談の上、申請書類を作成し、申請を行ってください。 ◆申請期間 4 月 1 日（水）から 9 月 30 日（水）まで ◆問合せ先 旭消防署総務・予防課（TEL：951-0119）	単位 会長
2-2	山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を 5 月 31 日まで行っていますので、周知をお願いします。 ◆意見募集期間：4 月 7 日（火）～5 月 31 日（日） ◆問合せ先 港湾局山下ふ頭再開発調整課（TEL：671-7314）	単位 会長

資料 番号	議題	配布先
2-3	<p>地域ケアプラザの福祉・保健の窓口相談時間変更について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆令和8年10月から、地域ケアプラザの窓口相談時間を、「月～土曜日の日中」に変更します。日・祝日の日中はコールセンター（※）で対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします（※現在も夜間や休館日（年末年始等）はコールセンターで対応しています）。福祉人材の確保が非常に厳しい中、地域ケアプラザの相談件数は、約10年で1.5倍程度に増加しています。今後、さらなる相談件数の増加が見込まれるため、相談が多い時間帯に注力する職員配置とし、地域の皆様からのご相談や地域の皆様との連携に努めてまいります。なお、開館時間（部屋の貸出）は、これまでどおり、変更はございません。</p> <p>◆問合せ先 旭区福祉保健課（TEL：954-6143）</p>	単会 会長
2-4	<p>ハザードマップの更新について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供をお願いします。</p> <p>◆この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面」など一部の内容を更新しました。つきましては、各区役所、土木事務所や全世帯への配布を行いますので、ご承知おきください。</p> <p>◆配布時期 令和8年6月以降</p> <p>◆問合せ先 防災・危機管理統括本部地域防災課（TEL：671-3456）</p>	単会 会長
2-5	<p>横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供をお願いします。</p> <p>◆3月19日に開催した「開催1年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。</p> <p>◆問合せ先 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課（TEL：671-4627）</p>	単位 会長
2-6	<p>自治会町内会館整備について（事業説明）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆令和9年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費100万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和9年度予算編成に向けた事前申出を募集します。指定する期日までに必要書類を区役所地域振興課までご提出ください（公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出が必要です）。</p> <p>◆申込期限 7月6日（月）</p> <p>◆問合せ先 市民局地域活動推進課（TEL：671-2317）</p>	単会 会長

3 旭区連合自治会町内会連絡協議会 議題

資料 番号	議題	配布先
3-1	<p>令和7年度日本赤十字社会費募集結果報告について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。</p> <p>◆令和7年度日本赤十字社会費募集結果について報告します。</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	連長
3-2	<p>令和8年度旭区更生保護協会会費の納入について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 単体会長：会費募集及び納入にご協力をお願いします。</p> <p>◆令和8年度の旭区更生保護協会会費への納入について依頼します。</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	別送
3-3	<p>令和8年度日本赤十字社会員増強運動（会費募集）の納入について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 単体会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆令和8年度の日本赤十字社会費への納入について依頼します。</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	別送
3-4	<p>都市計画市素案説明会のお知らせ～新たな交通（瀬谷バス専用道線）の都市計画変更（追加）について～（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします 単体会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆新たな交通（瀬谷バス専用道線）の都市計画変更（追加）について、都市計画市素案説明会を開催します。</p> <p>◆説明会日時（各回とも説明内容は同じです） 5月15日（金）19時00分～20時30分（開場：18時30分）（瀬谷公会堂） 5月16日（土）13時30分～15時00分（開場：13時00分）（瀬谷公会堂）</p> <p>◆市素案の縦覧期間、縦覧場所 5月15日（金）から5月29日（金）まで（土・日は除く） 都市整備局都市計画課</p> <p>◆公述申出の受付期間 5月15日（金）から5月29日（金）まで 横浜市電子申請システムから提出、または都市計画課へ持参・郵送</p> <p>◆問合せ先 脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷交通整備課（TEL：671-4607）</p>	単 位 会 長

資料 番号	議題	配布先
3-5	<p>帷子川河川環境整備計画（案）について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆令和7年度6月、10月の区連会においても、「帷子川の環境整備」の検討状況についてご説明しましたが、今回は現在策定を進めている、環境整備の方向性をとりまとめた帷子川河川環境整備計画（案）について、ご報告します。</p> <p>◆意見募集実施期間 5月1日～5月15日（予定）</p> <p>◆問合せ先 下水道河川局河川流域整備課（TEL：671-2869） 河川流域調整課（TEL：671-2858）</p>	単位 会長
3-6	<p>旭区防災講座の開催について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆旭区では、災害時のとなり近所の助け合いに向け、自助や共助に関する防災講座を開催しています。今年度も、「個人向け研修」、「グループ向け研修」を開催しますので、多くの皆さまのお申込みをお待ちしています。</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6007）</p>	単位 会長
3-7	<p>広げよう、SDGsの輪！令和8年度 旭区SDGs月間 エントリー行事を募集について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆「旭区SDGs月間（8・9・10月）」にエントリーしていただける、行事・イベント・活動などを募集しています。自治会町内会で開催する様々な行事をエントリーしていただき、SDGsの輪を、一緒に広げましょう！</p> <p>◆エントリー期間 4月17日(金)から7月19日(日)まで</p> <p>◆問合せ先 旭区区政推進課（TEL：954-6026）</p>	単位 会長
3-8	<p>令和8年度「旭区タウンミーティング」の実施について（依頼）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。</p> <p>◆地域課題について地域と区役所がともに考え、協働していくことを目的に「旭区タウンミーティング」を実施します。開催希望地区を募るとともに、要望の収受についてお知らせします。</p> <p>◆提出期限 原則開催希望日の2か月前まで</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6028）</p>	連長

4 その他（情報提供、講演会・催事等の案内等）

資料 番号	議題	配布先
4-1	<p>広報紙「保護司会だより旭第 46 号」の配布について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 単位会長：ご承知おきください。</p> <p>◆旭保護司会広報紙「保護司会だより旭第 46 号」を発行しましたので、情報提供します。</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	単会 会長
4-2	<p>令和 8 年度全国瞬時警報システム（J アラート）一斉情報伝達試験の実施について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆令和 8 年度の全国瞬時警報システム（J アラート）一斉情報伝達試験の実施について、年間の予定をお知らせします。</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6007）</p>	単会 会長
4-3	<p>「緊急時情報伝達システム」の登録について（依頼及び情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：連合自治会町内会会長の皆様に御登録をお願いしています。 単位会長：自治会町内会会長の皆様に御登録をお願いしています。</p> <p>◆「緊急時情報伝達システム（※）」について、登録をお願いします。 ※避難指示等が発令された際に、対象地域の住民へ速やかに情報をお伝えするため、事前に登録いただいた電話番号へ音声情報を発信するシステム</p> <p>◆報告期限 「登録用紙」にて、5 月 29 日（金）までに報告をお願いします。</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6007）</p>	単会 会長
4-4	<p>「あさひ安全・安心かわら版」について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。また、連合自治会町内会会長の皆様も御登録をお願いします。 単位会長：自治会町内会会長の皆様も御登録をお願いします。</p> <p>◆「あさひ安全安心かわら版（※）」について、改めて登録のお願いをさせていただきます。 ※携帯電話またはパソコンの「メールアドレス」を登録するだけで、旭区内の安全・安心に関する各種情報をメールで受信できるシステム</p> <p>◆登録期限 特段ありません（随時受付しています）</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6007）</p>	単会 会長
4-5	<p>令和 7 年度旭区防災講演会の動画配信について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆「令和 8 年 3 月 11 日に開催した旭区防災講演会について、当日の講演の様子を動画公開いたします。 地域防災力向上のための取組をご紹介しますので、ぜひご覧ください。</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6007）</p>	単会 会長

資料 番号	議題	配布先
4-6	<p>令和8年度「あさひのつながり応援補助金」の募集について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。</p> <p>単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。</p> <p>◆高齢者や小学生等の居場所づくりや、様々な交流の場づくり等、地域課題解決に向けた、だれでも参加できる地域に開かれた活動のスタートアップに使える補助金の申請を受け付けています。</p> <p>◆申請期間 4月13日(月)から12月25日(金)まで</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6028）</p>	単位 会長
4-7	<p>口座振替依頼書の様式変更について</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。</p> <p>単位会長：必要に応じてご提出をお願いします。</p> <p>◆横浜市会計事務要領の改正に伴い口座振替依頼書の様式を変更しましたのでお知らせします。</p> <p>今回の様式改正により口座名義人が異なる場合でも押印は不要となりました。</p> <p>なお、すでにご提出いただきました自治会町内会におかれましては再提出は不要です。</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6091）</p>	単位 会長
4-8	<p>「あさひ青指だより第97号」の自治会町内会掲示板への依頼について</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>単位会長：掲示板に掲出をお願いします。</p> <p>◆青少年指導員連絡協議会が「あさひ青指だより第97号」及び掲示用のチラシを発行しました。青少年指導員の活動について区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会掲示板でチラシの提出を依頼します。</p> <p>◆掲示期間 掲出期間に定めはありませんが、各掲示板の状況に合わせて、掲示していただけますと幸いです。</p> <p>◆問合せ先 旭区地域振興課（TEL：954-6099）</p>	掲示
4-9	<p>広報紙「更女だよりあさひ」第13号の発行について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>◆旭区更生保護女性会広報紙「更女だよりあさひ」第13号を発行しましたので、情報提供します。</p> <p>◆問合せ先 旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）</p>	連長
4-10	<p>データでみるあさひ2026の発行について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと</p> <p>地区連長：ご承知おきください。</p> <p>◆『データでみるあさひ2026』を発行いたしましたので、お知らせします。</p> <p>旭区ホームページからご確認ください。</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6012）</p>	連長

資料番号	議題	配布先
4-11	<p>各種表彰の受賞者について（情報提供）</p> <p>◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。</p> <p>◆各種表彰制度に基づく受賞者の方々の顕著な活動等を広く地域にお知らせするため、各種受賞者一覧表（令和8年3月受賞者）を作成しましたのでご承知おきください。</p> <p>◆問合せ先 旭区総務課（TEL：954-6005）</p>	連長

5 地域広報紙等の配布について（地区連合会長への情報提供）

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 鶴ヶ峰地区社協だより（第3号） | ※鶴ヶ峰地区社会福祉協議会 広報紙 |
| (2) ふくほしらね（第39号） | ※白根地区町内会自治会連合会 広報紙 |
| (3) 今宿地区だより（第44号） | ※今宿地区町内会自治会連合会 広報紙 |
| (4) みんなの若葉台（No. 488） | ※若葉台連合自治会 広報紙 |
| (5) ささのだいニュース（Vol. 56） | ※笹野台地区連合自治会 広報紙 |
| (6) きぼうのえがお（第73号） | ※希望が丘東地区連合自治会 広報紙 |
| (7) 二俣川ニュータウンだより（Vol. 18） | ※二俣川ニュータウン連合町内会 広報紙 |

旭区連会ホームページを開設しました！

自治会町内会の活動紹介や、地域活動を行う上で役に立つ旭区関連の情報など掲載しています。ぜひご覧ください。



【URL】

https://rarea.events/features/asahikurenkai_yokohama

※右の二次元バーコードからもご覧いただけます



【定例会結果報告はこちら】



旭区連会ホームページに掲載しております！

「定例会資料」のページをご確認ください。

【次回日程】

◎旭区連合自治会町内会連絡協議会 5月定例会

日 時：令和8年5月18日（月） 午前10時00分から

場 所：公会堂講堂（旭区役所4階）



旭警察署生活安全ニュース 令和8年4月号
旭警察署生活安全課
045-361-0110(内線261)

⚡ 刑法犯の発生状況 令和8年3月末

	令和8年	令和7年	増減
特殊詐欺	7	18	-11
空き巣	4	5	-1
自動車盗	5	9	-4
オートバイ盗	26	12	+14
自転車盗	25	27	-2
不同意わいせつ	2	3	-1
強盗	1	0	+1
ひったくり	1	0	+1
器物損壊、忍込み等	214	174	+40
総件数	285	248	+37

🕒 特殊詐欺の発生状況 令和8年3月末

神奈川県内

	令和8年	令和7年	増減
件数	482	498	-16

令和8年 被害金額 約31億円

旭区内

	令和8年	令和7年	増減
件数	7	18	-11

令和8年 被害金額 約1億4700万円

👦 非行少年の状況 令和8年3月末
犯罪少年検挙人数

	令和8年	令和7年	増減
件数	16	22	-6

不良行為少年補導人数

	令和8年	令和7年	増減
件数	409	431	-22

★旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～
あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。

- 右記の二次元コードから登録画面に移行できます。
- 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。
- 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

【申請画面QRコード】



みんなであつくろう! 安全・安心の街 旭!

3 月 中 前 兆 電 話 入 電 地 区 一 覧

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月	2件	1件						1件	3件
累計	3件	1件	0件	0件	0件	1件	1件	3件	4件
場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月	1件		1件		1件				
累計	1件	0件	4件	1件	1件	0件	1件	1件	0件
場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月			1件	2件	1件				
累計	0件	2件	1件	2件	5件	0件	0件	0件	2件
場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月			1件	1件			1件		
累計	2件	0件	1件	1件	2件	0件	2件	0件	1件
場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月							1件	3件	
累計	0件	0件	4件	0件	0件	0件	1件	6件	1件
場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月					2件	1件	1件	1件	
累計	0件	0件	0件	0件	2件	1件	3件	1件	3件
場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月			1件	1件	2件		1件	1件	1件
累計	0件	2件	1件	2件	2件	2件	1件	2件	3件
場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月		1件			2件				
累計	1件	2件	2件	0件	3件	0件	0件	0件	0件

特殊詐欺発生件数(3月)

発生件数1件

発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由	発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由
3月6日	白根5丁目	息子騙り	現金	声が似ている、息子だと思った					

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月									
累計	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件

場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月									
累計	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月				1件					
累計	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月									
累計	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

みんなできとめよう!!

国際電話詐欺

みんなとめ

+ (国番号) から始まる
国際電話番号に注意!

詐欺の犯人は国際電話番号を使って
詐欺の電話をかけています。



スマホの詐欺対策



国際電話番号
詐欺の電話番号

アプリで
ブロック!!



警察庁推奨アプリ

ダウンロード、利用料ともに無料

今すぐ
対策



詐欺対策
by NTTタウンページ
NTTタウンページ



詐欺バスター Lite
TREND MICRO



警察庁 都道府県警察



警察庁・SOS47
特殊詐欺対策特設ページ

みんなとめ で検索!



神奈川県警察公式アプリ

かながわポリス

アプリのコンセプトは
持ち運べる交番です



新生鷹の爪団・マネージャー
岡本フィリス



アプリをダウンロードして、防犯情報等を入手!

その他にも「痴漢撃退機能」「防犯ブザー機能」など、多数の機能を搭載!

配信情報 ①

ピーガールくん安全メール

不審者情報など地域住民の方の安全に係る情報を配信している「ピーガールくん安全メール」の内容が見れるのだ! 不審者情報等の場所もマップで確認できるのだ!



マッドサイエンティスト
九魔玖真子

配信情報 ②

犯罪情報

ひったくり、自動車盗などの発生情報をマップで確認できるよ! 過去の発生情報についても、期間を指定して確認できるよ!



新生鷹の爪団・警務主任
吉田 倫

配信情報 ③

特殊詐欺

特殊詐欺がどこで発生しているのかマップに表示されます。増加している特殊詐欺の最新の手口を「お知らせ」欄に掲載しています



鷹のエスパー少女
音薩峠ユリ



App Store からダウンロード

Google Play で「に入れよう



アプリを今すぐダウンロード

かながわポリス



新生鷹の爪団・総統
小泉明日乃

◎3月末の事故状況前年対比

	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2026年	143	0	7	148	155
2025年	144	1	8	156	164
前年比	-1	-1	-1	-8	-9

順位	都道府県別 交通死亡事故数 ワースト順位(3月末)
1位	神奈川(40)
2位	愛知(39)
3位	兵庫(33)

2026年 月別 事故発生件数	1月	2月	3月
	48	52	43

◎3月中の時間別発生件数【2時間単位】

※データはすべて速報値です



◎3月中の事故類型別件数

事故類型	2025			2026			
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数	
人対車両	横断歩道横断中	2	0	2	3	0	3
	その他	7	0	7	6	0	6
車両相互	すれ違い時	0	0	0	2	0	2
	出会い頭	5	0	5	2	0	2
	右折時 その他	4	0	4	1	0	1
	右折時 右折直進	11	0	13	8	0	9
	左折時	6	0	7	4	0	5
	正面衝突	2	0	2	1	0	1
	車両相互その他	8	0	8	10	0	10
	追突	13	0	20	6	0	7
	追越追抜き時	0	0	0	0	0	0
	車両単独	車両単独	3	0	4	0	0
列車	列車	0	0	0	0	0	0
合計	61	0	72	43	0	46	

令和8年4月1日から

自転車に対する交通反則通告制度が適用されました

自転車も交通ルールを守りましょう!



一時停止の標識のある場所では
必ず停止線の手前で止まる

- ①停止線の手前で停止
- ②少しずつ前に進んで交差道路の左右が見える場所まで進み、安全を確認して進む



一時不停止による事故が多く発生しています。
また、見通しの悪い交差点では、一時停止があってもなくても必ず一旦停止し、左右の安全確認を行いましょう。

その他の違反行為や交通ルールについては、こちらでご確認ください。
「自転車安全・安心に利用するために—自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入—」



警察庁 自転車 交通安全

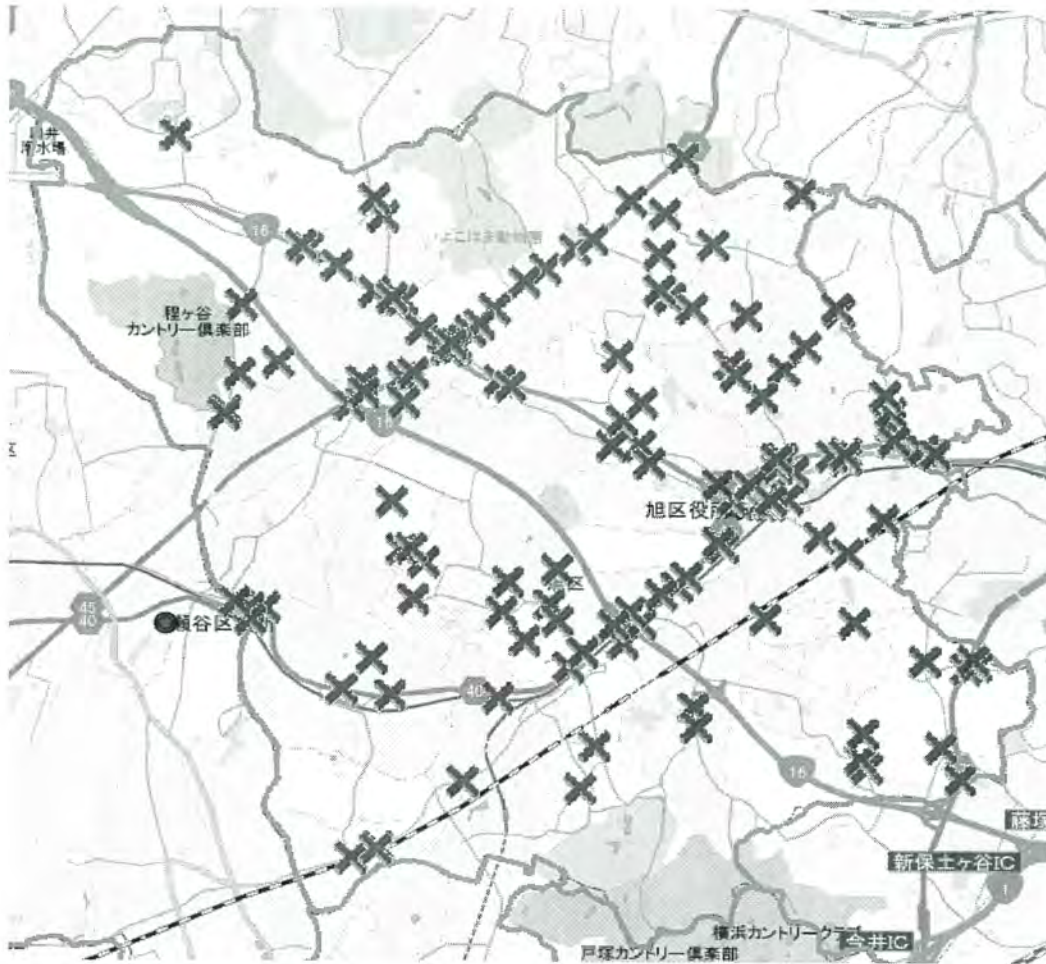
検索



URL <https://www.npa.go.jp/news/release/2025/rulebook.pdf>

◎旭警察署管内 町内会別

令和8年3月末現在



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	0	0	0	0	0	0
鶴ヶ峰	21	-3	8	4	0	8
白根	19	+16	4	8	1	8
旭北	11	+5	2	3	1	3
上白根	4	0	2	1	0	1
今宿	7	-9	2	1	1	2
川井	31	+1	17	3	3	6
若葉台	0	-1	0	0	0	0
笹野台	1	0	1	0	0	0
希望が丘	0	0	0	0	0	0
希望が丘東	11	+5	4	0	1	4
希望が丘南	3	-2	2	0	0	1
さちが丘	2	-2	1	0	0	1
万騎が原	2	+1	1	1	0	1
二俣川	15	+5	6	1	1	7
二俣川ニュータウン	1	-2	0	0	0	0
旭中央	4	+2	0	1	0	2
旭南部	2	-7	1	0	1	0
左近山	2	+1	2	0	0	1
市沢	7	-11	5	0	1	2
総計	143	-1	58	23	10	47

(注)

* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

旭区内火災発生状況 (3月中 : 1件)

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
3月7日	中白根一丁目	専用住宅	モバイルバッテリー1基及び雑物を各焼損	調査中

各年1月1日から3月31日まで

	項目	旭区内			横浜市内		
		令和8年	令和7年	増△減	令和8年	令和7年	増△減
火災状況	火災件数(件)	8	15	△7	209	244	△35
	焼損床面積(m ²)	0	34	△34	2,123	1,989	134
	死者(人)	0	0	0	8	12	△4
	負傷者(人)	0	2	△2	31	36	△5
救急状況	救急件数(件)	3,947	4,063	△116	60,258	63,697	△3,439
	1日当たりの出場件数(件)	43.9	45.1	△1	669.5	707.7	△38

(備考) 令和8年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

表

裏

令和8年町丁別火災発生状況

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町	(1)		(1)		
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目					
	白根三丁目					
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目					
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目	1	1			
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目					
	鶴ヶ峰本町一丁目					
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
本村町						
四季美台						
今川町						
今宿東町	1				1	
今宿西町						
今宿南町						
さちが丘	さちが丘					
	東希望が丘					
	中希望が丘	1	1			
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
善部町						
都岡	川井本町					
	川井宿町					
	下川井町					
	都岡町					
	上白根町					
	上白根一丁目					
	上白根二丁目					
	上白根三丁目					

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作					
	左近山					
	万騎が原					
	大池町					
0件	柏町					
若葉台	上川井町	1				1
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
1件	若葉台四丁目					
市沢	市沢町	1(1)	1	(1)		
	三反田町					
	小高町					
2件						
今宿	金が谷					
	金が谷一丁目	1	1			
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目					
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	中沢一丁目					
	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
	中尾一丁目					
1件	中尾二丁目					
	矢指町					

合計	8	件	建物	車両	林野	その他
			4	2	0	2

* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。
* ()の数値は町丁別の火災件数には計上されません。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		(1)
白根地区町内会自治会連合会		
旭北地区連合自治会		
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		1
川井地区町内会自治会連合会		1
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会		1
希望が丘連合自治会		1
希望が丘東地区連合自治会		

自治会・町内会	月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		
旭南部地区連合自治会		
左近山連合自治会		
市沢地区連合町内会		1(1)
地区連合未加入・高速道路等	1	1
合計	1	8

* ()の数値は連合自治会町内会火災発生状況には計上されません。

【お問合せ先】 旭消防署総務・予防課 電話・FAX:951-0119

初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきの上、単位会長様への周知をお願い致します。

【単位会長】申請を行う場合は、申請書に必要事項を記入の上、9月30日（水）までに消防署に御提出をお願い致します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単位自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和8年4月1日（水）～9月30日（水）
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、消防署に御提出をお願い致します。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードまたは消防署でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○2次元コード



裏面あり

5 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備費用の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加しています。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は全部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限20万円/1件）
②	初期消火器具の一部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限7万円/1件）
③	<u>「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合</u>	<u>初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

6 補助金要綱の改正及び申請条件の緩和について

要綱の改正を行い、令和8年度から下記の点について、申請条件の緩和を行いました。

一部条件を設けさせていただいておりますので、申請の際は、ご確認いただきますようお願いいたします。

- (1) 補助金の請求に関して、令和8年度の自治会町内会の資金状況等を勘案し、前金払いを可能としました。

※自治会町内会の事業計画、総会資料等で資金状況を確認させていただき、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合で、かつ、初期消火器具を1基も所有していないことが条件になります。

- (2) 世帯数の少ない複数自治会町内会での共同整備を可能としました。

※合計世帯数が650世帯未満であり、関係する自治会町内会すべてが初期消火器具の購入に関する費用を負担していること及び購入する初期消火器具がスタンドパイプ式初期消火器具であることが条件になります。

7 お問合せ先（各区消防署）

申請要件や書類等のお問い合わせは、お住いの区の消防署所へご連絡ください。

【お問い合わせ先】
旭消防署総務・予防課予防係
担当 荒川・篠塚
電話/FAX 045-951-0119

山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を5月31日まで行っていますので周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和8年4月7日（火）～5月31日（日）

(2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

【二次元コード】



横浜市ウェブサイト
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

(3) リーフレット配架場所（4月中旬以降順次配架）

市民情報センター（市庁舎3階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等のPRボックス など

4 その他

広報よこはま5月号 はま情報にも掲載予定です。

5 参考資料

市民意見募集リーフレット

港湾局山下ふ頭再開発調整課

担当 武

電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961

メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

山下ふ頭再開発 事業計画案

市民意見募集 4/7～5/31



● 山下ふ頭の再開発について

山下ふ頭では、優れた立地と広大な開発空間を生かし、新しい時代の象徴となる持続可能なまちづくりにより、将来にわたる安定した活力の創出につなげていくことを目的とし、再開発の取組を推進しています。

● 事業計画案とは

事業計画案は、令和7年6月に公表した「答申を踏まえた基本的な方向性」に対して実施した市民意見募集、市民検討会、民間事業者へのサウンディング調査の結果等を踏まえ、山下ふ頭再開発の方針として取りまとめたものです。

「山下ふ頭再開発 事業計画案」の詳細は、Webサイトをご覧ください

山下ふ頭 事業計画案

検索



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

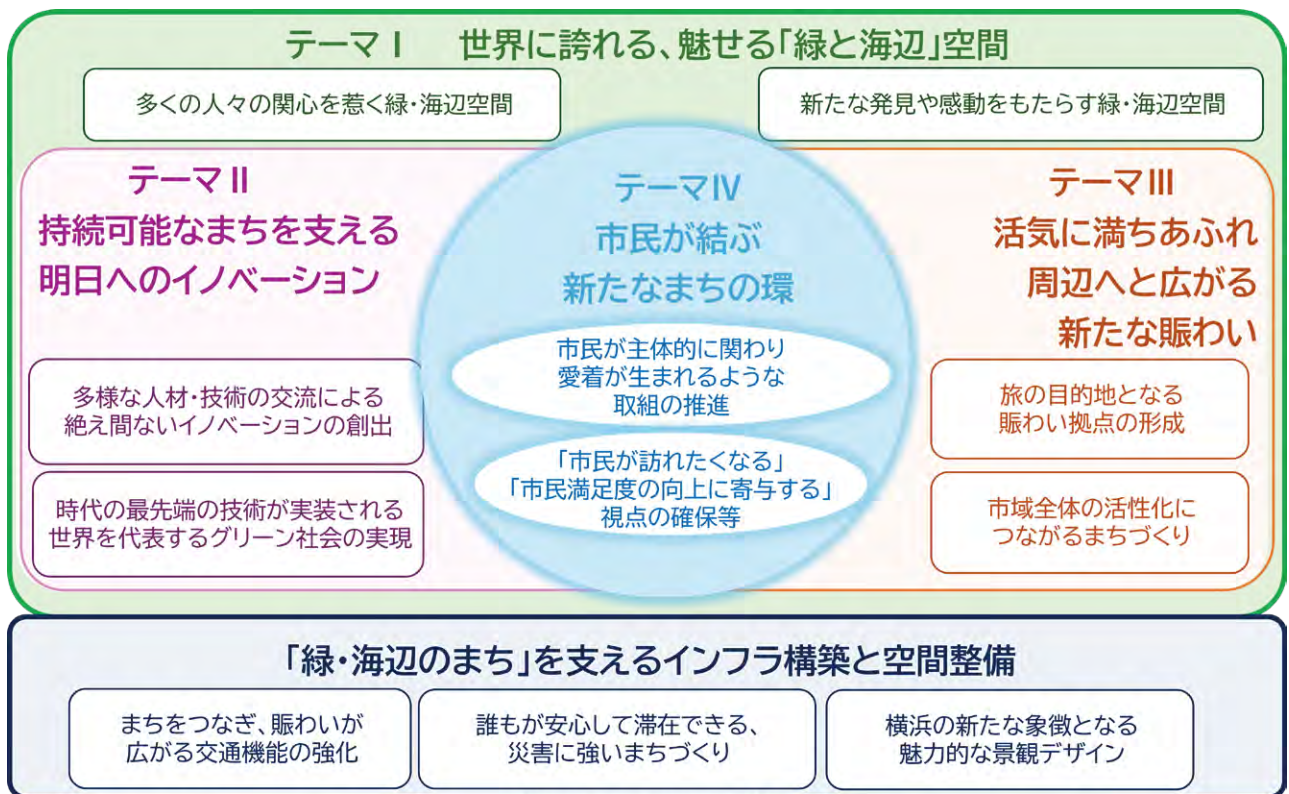
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

公設民営コトキラボレーター トクシクトマンク

©Expo 2027



● 山下ふ頭の将来像



【新たなまちの将来像】

山下ふ頭再開発は、新たなまちの将来像として、まちづくりのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに推進していきます。

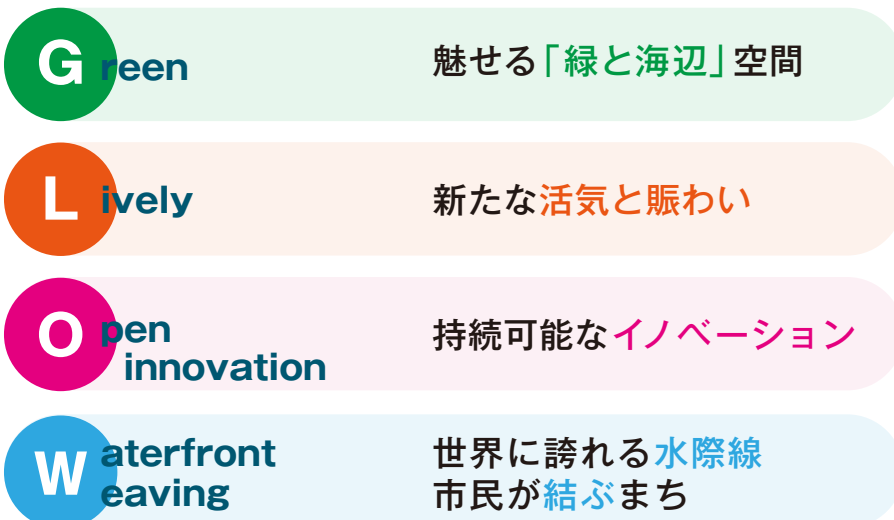
この中で、テーマⅠ「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置づけており、テーマⅡ及びⅢを包含する関係性となっています。

また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示した上で、これまでいただいた市民意見を踏まえた新たな視点等を加え、4番目のテーマとして位置づけています。

● 再開発のコンセプト NEW

GLOW

横浜の“輝き”を世界へ、そして22世紀へ



1 市民の皆様をはじめ、山下ふ頭を訪れる誰もがいきいきと輝けるまちづくりを目指します。

2 新たなまちで生まれる輝きを世界へ発信していきます。

3 市民の皆様にあえられるまちを次世代に継承し、輝きを22世紀へとつなげていきます。

事業の方針

テーマI 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間

取組方針1

多くの人々の関心を惹く緑・海辺空間

- ① 周辺地域と連なる水際線と、都市を包み込む魅力的な緑・海辺空間の創出
- ② 都市と自然が共生した、ここにしかない緑・海辺

取組方針2

新たな発見や感動をもたらす緑・海辺空間

- ① 体験・体感による行動変容や新たな交流を生む緑・海辺の創出
- ② ウォーターフロントの空間が織りなす非日常

テーマII 持続可能なまちを支える明日へのイノベーション

取組方針1

多様な人材・技術の交流による絶え間ないイノベーションの創出

- ① 緑・海辺の環境を生かしたイノベーション拠点の創出
- ② 体験・体感によるイノベーションの循環と発展
- ③ 人材育成によるイノベーション創出のための土壌形成

取組方針2

時代の最先端の技術が実装される世界を代表するグリーン社会の実現

- ① 先導的なグリーン技術が広がる、常に新しいまち
- ② 付加価値を生み出す循環型のまちづくり
- ③ 世界の脱炭素化を先導する効果的なエネルギー利用
- ④ 都市に寄り添う自然の再興

テーマIII 活気に満ちあふれ、周辺へと広がる新たな賑わい

取組方針1

旅の目的地となる賑わい拠点の形成

- ① 国内外の多くの人々を惹きつけるコンテンツの導入
- ② 多様な手段による誘客促進

取組方針2

市域全体の活性化につながるまちづくり

- ① 市域に広がる魅力と相乗効果を生み出す賑わいの創出
- ② 地域経済の活性化と雇用創出

方針の実現に向けたポイント NEW

上記で示した事業の方針を前提としたうえで、その実現に

緑・海辺空間の機能

- ・ 臨港パークから山下公園に至る緑の軸線を最大限生かすため、圧倒的な緑量感を持たせながら、空の広がるオープンスペースや水際線に沿った緑を中心とした、都市部のまちづくりにおいて日本最大級のスケールを誇る緑の空間を計画する。
- ・ 区域内に設ける緑の空間は、来街者の安全等を十分に考慮した上で、可能な限り誰にも開かれたものとし、横浜の歴史・文化、最先端の技術体験、ここでしか味わえない景観体験など、多様な魅力が感じられる計画とする。
- ・ 子どもたちが快適かつ安全に海と触れ合い、遊び、生物多様性等の学びが得られる場を計画する。

イノベーション機能

- ・ サーキュラーエコノミー、ゼロカーボン、ネイチャーポジティブ等、市の施策やGREEN×EXPO 2027のレガシー継承の視点も持ちながら、ディープテックをはじめ、社会課題の解決に資するイノベーション創出を牽引するような、国内外の企業や研究・教育機関等を呼び込む。
- ・ イノベーション創出に携わる人材との交流、市内の教育機関等と連携した次世代を担う若者の育成、実証シーンの可視化等、来街者に開放的な印象を与える取組を展開する。

賑わい機能

- ・ 国内外の人々にとって旅の目的地となるような、世界から選ばれる、日本の特色を最大限生かしたコンテンツを計画する。
- ・ 横浜の歴史や文化を感じられる空間、自然を楽しめる空間等、子どもから大人まで、幅広い世代の多様なニーズに応える賑わい機能を導入する。
- ・ ファミリー層、ビジネス層、長期滞在を目的とした来街者等、多様化・グローバル化する宿泊需要に対応できるよう、幅広いタイプの仕様・設備を備えた施設や、商業機能とも一体となったクルーズターミナルを計画する。

テーマⅣ 市民が結ぶ新たなまちの環 NEW

市民意見を踏まえた新たな視点

- ・市民が主体的に関わり、山下ふ頭への愛着が生まれるような取組を通じて、市民の活動に来街者が魅力を感じるまちづくりを行う。
- ・「市民が訪れたい」「市民満足度の向上に寄与する」視点を大切にしながら、横浜の特性を生かした魅力的なまちづくりを行う。
- ・約47haの広大な開発空間全体で一貫したコンセプトを持ちながら、「余白」を意識した空間整備により、持続的な市民参画や変化と進化が絶えない柔軟なまちづくりを行う。

市民参画のイメージ

注) 写真はイメージです



出典: iStock.com/ Suwanb

市民が木々や花々などの緑を植え、育てる、時間をかけてアップデートする取組



出典: iStock.com/ newsfocus1

文化・スポーツ・芸術等をきっかけとした日常に寄り添う賑わいに、多様な世代の市民が集まり、交流し、コミュニティが形成されるような環境づくり

「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備

取組方針1

まちをつなぎ、賑わいが広がる交通機能の強化

- ① 新たな交通結節点の形成による広域アクセス機能の確保
- ② 埠頭周辺の交通ネットワーク構築による利便性・回遊性の向上
- ③ 埠頭内の円滑な移動につながる環境整備

取組方針3

横浜の新たな象徴となる魅力的な景観デザイン

- ① 世界に魅せる、時代を超えて愛される都市景観の創出
- ② 都心臨海部全体との調和と、個性の発揮のバランス
- ③ 山下ふ頭ならではの景観体験の創造

取組方針2

誰もが安心して滞在できる、災害に強いまちづくり

- ① 市域全体の防災力向上につながる拠点形成
- ② 災害時に備える空間づくりと体制の構築

向けて、市が重要と考える具体的なポイント等を、導入機能の観点から整理しています。主なものは以下のとおりです。

交通機能

- ・主要都市、鉄道駅、空港から来街者を迎え、送客する機能を有する交通ターミナルを計画する。
- ・歩行者動線は、緑の木陰や休憩機能を多く配置し快適性を確保するとともに、楽しみながら回遊できる仕掛けづくりを行う。
- ・横浜港内や羽田空港、都内に整備された拠点と連携し、新たな価値を創出する魅力的な水上交通を計画する。

安全・安心機能

- ・災害時には、山下ふ頭2号岸壁及び背後地を活用して緊急物資等の受入・輸送を行う「海の防災拠点」としての機能が十分に発揮できるよう、避難場所やエネルギーの確保、飲料水や備品の備蓄等を行うとともに、市や他の行政機関等の応急対策及び復旧活動に協力する。
- ・区域全体で安心して滞在できるよう、DXを活用しながら適切な防犯体制や警備体制等を計画する。

景観形成

- ・再開発全体のコンセプト「GLOW」を表象する、総合的なコンセプトやビジョンを持って、まち全体としてデザインする。
- ・海や緑といった自然と、人工物の連なりが織りなす美しい風景をつくる。
- ・都心臨海部の都市形成の経緯や文脈に十分に配慮するとともに、各地区とのつながりを意識し、その中で個性を発揮する。

エリアマネジメント

- ・区域内に導入される機能等が地区全体で一体的・効果的に発揮されるよう、事業主体が中心となり、周辺地域、市民、行政との連携を図りながらエリアマネジメントの組織を設立・運営する。

環境配慮

- ・自然エネルギーや次世代エネルギーの活用、環境保全の活動、低炭素モビリティの導入等、あらゆる機会を通じた取組により、区域内でのゼロカーボンを達成する。

教育・子育て

- ・子育て世代が憩える、子どもと安心して遊べる、働きやすいなど、多様なニーズを捉えた取組を展開する。

山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ広大な開発空間

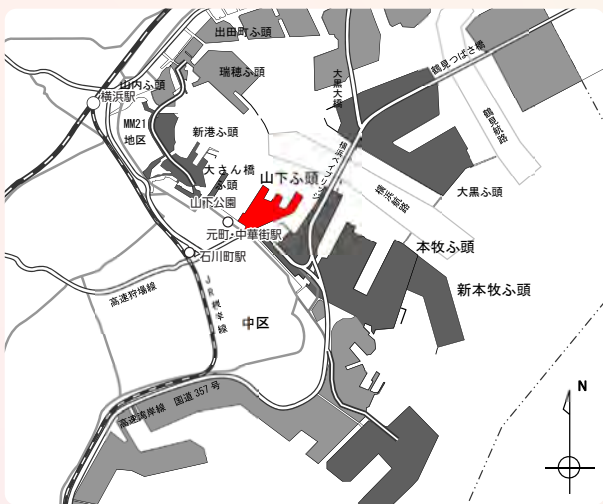
周囲を囲む穏やかな水域

高い交通利便性

横浜港の良好な景観

周辺の観光資源

立地



あなたの意見をお聞かせください

募集期間

令和8年4月7日(火)
～5月31日(日)

ご意見の提出方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

①はがき

(左下のはがきを切り取り、ご使用ください。)

【切手不要 当日消印有効】

②インターネット入力フォーム

URLまたは二次元コードからアクセスし、ご提出ください。



URL:

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

提出にあたっての注意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、個別の回答はいたしません。
- ご意見の内容は、個人情報を除き、後日Webサイトで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本市民意見募集に関する業務にのみ利用します。

※切り取り線※

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

3112

差出有効期間
令和8年5月
31日まで
(切手不要)

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

見本

神奈川県横浜市中区本町
6丁目50番地の10
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行

※切り取り線※



該当する項目にチェック・記入をお願いします

- 【住 所】 横浜市 区
 横浜市外
- 【年 代】 ~10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代
 70歳代 80歳代~

ご協力ありがとうございました

横浜市 港湾局
山下ふ頭再開発調整課
令和8年4月作成
TEL : 045-671-7314
FAX : 045-550-4961

地域ケアプラザの福祉・保健の窓口相談時間変更について【情報提供】

1 趣旨

令和8年10月から、地域ケアプラザの窓口相談時間を、「月～土曜日の日中」に変更します。日・祝日の日中はコールセンター※で対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。（※現在、夜間や休館日（年末年始等）にコールセンター（看護師等）で対応中。）

<理由>

福祉人材の確保が非常に厳しい中、地域ケアプラザの相談件数は、約10年で1.5倍程度に増加しています。今後、超高齢社会が進展する中、さらなる相談件数の増加が見込まれるため、相談が多い時間帯（平日日中）に注力する職員配置とし、地域の皆様からのご相談や地域の皆様との連携に努めてまいります。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 窓口相談時間変更の概要

【変更前】

令和8年9月まで		
月～土	9～18時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	18～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	18～翌9時	電話相談 コールセンター



【変更後】

令和8年10月から		
月～土	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～翌9時	電話相談 コールセンター

【変更の理由】

- ・相談件数は約10年で1.5倍に増加していますが、曜日や時間帯によって差が見られます。（日曜日・祝日は平日の1/4、土曜日の1/2。17時以降はほとんどない状況。）
- ・このため、相談が多い時間帯に職員が注力できるよう、窓口相談時間を変更します。
- ・開館時間（部屋の貸出）は、これまでどおり、変更はございません。

【お問合せ先】

□旭区福祉保健課 事業企画担当

山根、小林、村杉

TEL:954-6143/FAX:953-7713

区連会 資料 2-4

市連会 4 月定例会説明資料
令和 8 年 4 月 10 日
防災・危機管理統括本部地域防災課

ハザードマップの更新について【周知依頼】

1 趣旨

この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面（情報の入手方法など）」など一部の内容を更新しました。
つきましては、以下のとおり、各区役所、土木事務所への配架及び全戸配布を行いますので、ご承知おきいただき、周知につきましてよろしくお願ひします。

2 お願いしたいこと

- 【区連長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
- 【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

3 更新・配布時期

- ・ ウェブサイトでの公開及び区役所や土木事務所での配架開始：6月から順次予定
- ・ 全戸配布の予定：年度内配布予定
- ※ 委託事業者によりポスティングで配布をさせていただく予定です。

4 更新の内容（以下「参考図」参照）

内水面（内水ハザードマップ）に参考図のとおり①～③の項目を追加記載

（参考図）

項目	本市の対応
浸水想定区域図に必要な項目（浸水想定区域、浸水深）	現行のハザードマップに記載済
洪水予報等の伝達方法	
避難場所 ①	ハザードマップに追加記載
土砂災害警戒区域 ②	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 ③	市ホームページに施設一覧掲載及びハザードマップに当該一覧の二次元コードを追加記載

指定緊急避難場所一覧（切迫した災害の危険から逃れるための場所）

指定緊急避難場所とはあくまで避難場所の候補であり、災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、すべての避難場所を開設するわけではありませんので、避難する際は、必ず、市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所をご確認ください。

※指定緊急避難場所（災害対策基本法に基づいた、切迫した災害の危険から逃れるための一時的な避難場所です。災害種類（洪水や土砂災害など）ごとに指定しています。）

No.	指定緊急避難場所	所在地	位置	No.	指定緊急避難場所	所在地	位置
1	東上野小学校	東上野307	F-8	36	上野南の森小学校	上野南1422	C-4
2	東上野小学校	東上野129-8	E-7	37	東上野小学校	東上野1514-1	B-3
3	東上野小学校	東上野109-1	E-6	38	東上野小学校	東上野1514-1	B-3
4	東上野小学校	東上野22-1	D-7	39	東上野小学校	東上野	D-6
5	東上野小学校	東上野1-7	D-7	40	東上野小学校	東上野1-22-1	C-7
6	東上野小学校	東上野1-10	E-6	41	東上野小学校	東上野215	D-6
7	東上野小学校	東上野13-16-1	E-6	42	東上野小学校	東上野4-4-1	D-8
8	東上野小学校	東上野145	D-6	43	東上野小学校	東上野1-1	D-5
9	東上野小学校	東上野1162	C-5	44	東上野小学校	東上野1-100	F-6
10	東上野小学校	東上野1162	C-5	45	東上野小学校	東上野1162	C-5
11	東上野小学校	東上野1162	C-5	46	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
12	東上野小学校	東上野1162	C-5	47	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
13	東上野小学校	東上野1162	C-5	48	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
14	東上野小学校	東上野1162	C-5	49	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
15	東上野小学校	東上野1162	C-5	50	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
16	東上野小学校	東上野1162	C-5	51	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
17	東上野小学校	東上野1162	C-5	52	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
18	東上野小学校	東上野1162	C-5	53	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
19	東上野小学校	東上野1162	C-5	54	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
20	東上野小学校	東上野1162	C-5	55	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
21	東上野小学校	東上野1162	C-5	56	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
22	東上野小学校	東上野1162	C-5	57	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
23	東上野小学校	東上野1162	C-5	58	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
24	東上野小学校	東上野1162	C-5	59	東上野小学校	東上野1162-2	D-6
25	東上野小学校	東上野1162	C-5	60	東上野小学校	東上野1162-2	D-6

想定条件
1時間で
153mmの降雨
想定最大規模降雨

内水ハザードマップの更新イメージ

※ 今回の更新にあわせ、洪水面（洪水ハザードマップ）等の避難場所の表記などを修正している区もあります。

防災・危機管理統括本部地域防災課
担当 今野、寒河江
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

区連会 資料 2-5

市連会 4月定例会説明資料
令和8年4月10日
脱炭素・GREEN×EXPO推進局
GREEN×EXPO推進課

横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について【情報提供】

1 事業の趣旨

3月19日に開催した「開催1年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 【参考】横浜グリーンエクスポ全体の最新情報

開催1年前を契機に、GREEN×EXPO協会より様々な最新情報が公表されましたのでお知らせします。

○主催者展示となる「テーマ館」や「園芸文化館」、政府出展となる「日本政府苑」をはじめ、Village出展やテーマ営業出展等の各出展の概要など、具体的な内容が発表されました。
○また、公式参加者としての国際出展は、57か国・4国際機関の参加が公表されています。

最新の会場図、出展イメージ等が掲載されているパンフレットや新しい魅力発信動画も公開しています。



パンフレットはこちら↓



新しい魅力発信動画はこちら↓



○横浜グリーンエクスポの魅力を発信していただく新たな公式アンバサダーに「ゆず」の北川悠仁さんと岩沢厚治さんが就任しました。

さらに、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けてコラボレーションソングの制作も発表されました。



(公式アンバサダーとのフォトセッション)

○GREEN×EXPO 2027 の魅力づくりに貢献いただく大型プロジェクト協賛については、2者の展示概要とともに新たな協賛者3者を発表、特別協力パートナーと併せて、会場内モビリティ営業出店2者、会場内郵便局の開設も決定いたしました。

■プロジェクト協賛 展示概要

プロジェクト協賛では、GREEN×EXPO 2027 の世界観に御賛同いただいた企業・団体の皆さまの理念や技術等も盛り込んだコンテンツが提供されます。大型プロジェクトの協賛企業について、既に公表している2者の展示概要が発表されました。

●大成建設グループ
魅力創出プロジェクト ダイヤモンドパートナー



提供：大成建設株式会社一級建築士事務所
「TAISEI GREEN TERRACE (仮称)」は、会場を一望するランドマーク。素晴らしい眺望を体験して下さい。

●明治安田生命保険相互会社
にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー



来場者が健康や地域の魅力を体験できるサードプレイス「明治安田『健活パーク』」を設置し、明治安田が未来につなげていきたい全国各地の伝統や文化を体験できるイベントを展開します。

(プロジェクト協賛を既に公表している2者の展示概要)

■特別協力パートナー

- ・日本財団

■大型プロジェクト協賛者（新たに加わった3者）

- ・日本生命保険相互会社：テーマ館プロジェクト プラチナパートナー
- ・株式会社ピエクレックス：にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー
- ・サントリーホールディングス株式会社：にぎわい創出プロジェクト ゴールドパートナー

■会場内モビリティ営業出店

- ・泉陽興業株式会社
- ・株式会社マクニカ（※五十音順）

■会場内郵便局の開設

日本郵便株式会社が、GREEN×EXPO 2027 の入場ゲート付近に郵便局を1カ所開設します。国内外から訪れる来場者へ、郵便サービスなどをご提供いただきます（通常の郵便局とは一部取扱いが異なります。）。

詳細は協会記者資料ご覧ください↓



その他、詳しい情報は協会 HP まで↓



4 横浜市出展について

本市では、会場内に5つあるビレッジのうち、2つのVillageで地球にやさしい暮らしや身近な環境とのかかわりを体感していただく、「発信拠点」と「活動拠点」の2つを設けます。

横浜市からの発信（市出展）



【発信拠点】

入場ゲートから最も近い「Urban GX Village」では、グリーン社会を実現するための新しいライフスタイルや先進技術が体験できる屋内展示を、市民・企業の皆様と協力して行います。

限りある資源を大切にする様々な暮らし方に触れる「行動変容体験ゾーン」、50以上の企業・団体の協力のもと、未来の循環型社会を作る先進技術に触れる「先進技術体験ゾーン」の、2つのテーマで屋内展示を構成します。



(発信拠点の外観のイメージ図)

【活動拠点】

会場の一番奥にある「SATOYAMA Village」では、公園愛護会などの市内環境活動団体や市民の皆様が、横浜市内産の植物で花壇を作ったり、環境について楽しみながら学べる体験プログラムを行ったりする、屋外活動の拠点を設けます。



(活動拠点のウェルカムガーデンのイメージ図)

5 活動拠点のボランティアユニフォームのお披露目について

ユニフォームは、環境にやさしい植物由来の素材を採用しており、**環境配慮型のユニフォーム**を着用して活動するボランティアの姿を通じて、**循環型都市の実現に向けた取組を発信**していきます。

※活動拠点のボランティアは、7月から募集開始の予定

※EXPO 全体の植物管理と運営のボランティアは4月30日まで募集中



(ユニフォームお披露目の様子)

6 区民活動デイ・横浜ウィーク

日頃から文化活動等をされている方によるステージでの発表や、地産地消・区の特産品の展示・販売ブース等による出店など、**区民の皆様が主体的に参加していただける機会を提供**します。

また、横浜の魅力を生かした、ここでしか得られない体験を、**市民や来場者と「ともに作り、みんなで楽しむ」**、**スペシャルなウィークを会場全体で展開**します。



(イベントのイメージ)

7 チケットについて

(1) 販売場所

①GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（電子チケット等）

<https://ticket.expo2027yokohama.or.jp/>



②協会が販売契約を締結した販売事業者の Web サイト及び店頭 【販売事業者一覧】

<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/resellers/>



次の店舗で紙チケットを取り扱っています（取扱い券種は「1日券」のみ）。

- ・株式会社 阪急交通社 新橋サービスセンター
東京都港区新橋 3-3-9 KHD 東京ビル 1F
- ・株式会社 阪急交通社 横浜サービスセンター
横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23-2 TS プラザビルディング 11F （3月31日時点）

<紙チケットデザイン>



表面

裏面

(2) 来場日予約について

GREEN×EXPO 2027 では、来場者の皆様に安全かつ快適にお楽しみいただくために、来場日時予約制度が導入されます。

【来場日時予約について】

入場チケットを購入後、公式チケットサイトにて来場日時を予約していただきます。予約開始は今年の秋頃を予定しています。

日時予約の詳細については、予約開始のお知らせの際にご案内予定です。

※来場日時予約は、1日券、通期パス等全ての券種において必要になります。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 中島、橋本
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 9 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 9 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、補助対象となる自治会町内会については、令和 9 年度予算確定後、その範囲内において決定させていただく予定です。

※ 公園集会所の整備を予定している団体についても、同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

(1) 制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。

右記、二次元バーコードよりアクセスください。



(2) 整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m ² かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

4 事前申出の提出

【申込方法】 各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】 令和8年7月6日（月）

5 今後のスケジュール

① 令和8年7月6日（月）

事前申出の申込期限

（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）

② 令和9年3月末頃

令和9年度予算の確定後、予算枠の範囲内において、補助申請の受付対象となる自治会町内会を決定します。

③ 令和9年4月以降

補助対象となった自治会町内会におかれましては、随時、補助申請書等の提出をお願いします。

6 その他

(1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

(2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

(3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 大内（康）

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和8年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) **補助対象経費が100万円以上の整備である**

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和9年度の会館整備については、令和8年7月6日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。
- (2) 予算の範囲内で、整備の種類や築年数などを勘案し、対象となる自治会町内会を決定する予定です(事前申出いただいても対象とならない場合があります)。

【予算割当の優先順位の考え方】

- ・昭和56年以前の旧耐震基準の会館の建替えや耐震補強工事を優先します。
- ・築年数の古い会館を優先します。

- (3) 横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (4) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (5) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。 ※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員のお個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

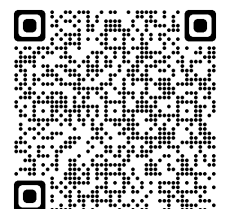
区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



区連会 資料 3-1

令和8年4月17日

各地区連合自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部旭区地区委員会
委員長（旭区長）堀口 和美

令和7年度 日本赤十字社会費募集の結果報告について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、日本赤十字社の事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年度の会費募集につきましては、自治会町内会の皆様から、別紙のとおり **10,435,991円**をお寄せいただきました。誠にありがとうございました。

なお、令和8年度におきましても5月1日から「日本赤十字社寄付増強月間」が始まり、会費募集が開始されます。つきましては、例年同様に皆様のご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

【事務局】

日赤旭区地区委員会

担当：齋藤、杉山

TEL：392-1123

FAX：392-0222

[別紙]

令和7年度 日赤会費募集結果一覧

令和8年3月31日時点
(単位:円)

番号	地区連合町内会	地域振興課 登録世帯数	日赤会費目安額	日赤会費実績額
1	鶴ヶ峰	8,833	975,260	980,039
2	白根	4,443	561,710	527,426
3	旭北	5,286	782,030	842,522
4	上白根	608	70,190	78,055
5	今宿	4,502	596,770	624,270
6	川井	3,970	511,870	499,034
7	若葉台	4,992	770,470	762,354
8	笹野台	4,033	637,800	624,800
9	希望が丘	3,215	361,380	403,480
10	希望が丘東	5,239	844,600	881,476
11	希望が丘南	2,871	374,470	443,803
12	さちが丘	3,742	385,280	546,490
13	万騎が原	2,725	368,230	293,498
14	二俣川	5,366	649,570	654,380
15	二俣川NT	3,908	481,140	447,354
16	旭中央	2,001	228,120	208,582
17	旭南部	3,715	507,070	391,042
18	左近山	4,295	489,630	489,630
19	市沢	1,873	315,650	382,989
20	その他	7,387	378,390	354,767
	【合計】	83,004	10,289,630	10,435,991

補足) 目安額の算出について

* 日赤会費を ①戸別募集する自治会町内会……………前年度実績額の85%

* 日赤会費を ②自治会費より寄付金扱いの自治会町内会……………95%世帯数×120円

※参照登録世帯数… 令和7年1月23日

令和8年4月17日

各地区連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

旭区更生保護協会
会長(旭区長) 堀口 和美

令和8年度旭区更生保護協会会費の納入について【ご依頼】

平素より、本会の活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。
また、日頃より更生保護活動の推進にご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
今年度の活動推進及び会費募集につきましても、ご協力をお願い申し上げます

1 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】会費募集及び納入にご協力をお願いいたします。

2 ご留意いただきたい点

- ① この赤色の払込票はゆうちょ銀行での硬貨取扱手数料は免除になりません。大変恐縮ですが硬貨取扱にかかる費用は募集した会費からご負担いただきたく、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ② 硬貨取扱手数料は次のとおりです。払込時には硬貨はなるべく少なくするなどのご配慮をくださいますようお願いいたします。
- ③ 日本赤十字社会費は、今年度も引き続き専用払込票(青色)を使用いたします。別途ご依頼をさせていただきます。お間違えのないようお願いいたします。

【ゆうちょ銀行窓口での硬貨取扱手数料】

(1) 硬貨取扱料金：100枚を超える場合、枚数に応じた料金がかかります。

硬貨枚数	料金(税込み)
1～100枚	無料
101～500枚	550円
501～1,000枚	1,100円
1,001枚以上	500枚毎に550円加算

次のページにゆうちょ銀行窓口での納入方法と払込票の書き方を例示しています。ご参考にしてください。

【事務局】旭区社会福祉協議会 千葉
電話：392-1123 / FAX：392-0222

裏面あり

1 納入方法について

更生保護協会会費を自治会町内会または地区連合自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、次のいずれかの方法でのお納入をお願いいたします。

(1) 振込の場合

同封の払込票（赤色）により最寄りの郵便局からお振込みください。

硬貨取扱手数料がかかる場合は、大変恐縮ですが、募集した会費からご負担くださいますようお願いいたします。領収書は後日1カ月以内を目安にご郵送いたします。

なお、郵便局の窓口では、募集した会費と払込票（赤色）を提出して、硬貨取扱手数料のかかる場合のみ金額を必ずご確認ください。また、払込票（赤色）に募集会費、硬貨取扱手数料、納入金額等の必要事項をご記入いただくようお願いいたします。

(2) 事務局（旭区社会福祉協議会）窓口にお持参いただく場合

金額が確定次第、領収書をその場でお渡し、または後日ご郵送いたします。

2 払込票（赤色）の書き方例

例1) 10円×500世帯＝5,000円(10円玉500枚)を窓口にて納入する場合

募集会費総額【5,000円】－硬貨取扱手数料【550円】＝納入額【4,450円】

02		払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号	00230	口座番号	3	金額	※¥4,450
加入者名	各種団体募金事務局		料金		備考
通信欄	<p>【No.1 ●●自治会】<●●は印字済> お集めいただいた更生保護協会費 [5,000 円] －硬貨取扱手数料[550 円] = ※納入金額[4,450 円] ※郵便局窓口で硬貨取扱手数料の金額を御確認の上、御記入ください。</p>				
依頼人	241-0000 旭区鶴ヶ峰 1-6-35		100枚以下の場合、 硬貨手数料は不要 です。		
	〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 様		附	印	
ご依頼欄に、おところ・おなまえをご記入ください。 このより下部に住所等記入しなさい。					

振替払込請求書兼受領証					
口座記号	00230	口座番号	3	金額	※¥4,450
加入者名	各種団体募金事務局		料金		備考
依頼人	様				
料金	日 附 印				
備考					

この受領証は、大切に保管してください。

裏面あり

更生保護協会会費募集の取扱について

更生保護協会会費につきましては、任意の会費であり、決して強制ではありません。ご協力いただける場合は、次によりお取扱いをお願いします。

1 更生保護協会会費について

更生保護協会会費は、区内の更生保護活動及び青少年健全育成活動を行う団体への助成事業や、社会を明るくする運動等の啓発活動の財源として活用させていただいております。

2 目安額について

自治会町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

対象世帯数：地域活動推進費申請世帯数×95%

会費目安額：対象世帯数×10円

【貴自治会目安額】

対象世帯数_____世帯×95%×10円：_____円

3 運動期間(会費納入期日)について

例年、送金目安を7月末でお願いしていましたが、今年度も各自治会町内会の状況に合わせて柔軟に御対応いただき、令和8年9月末を目安にご納入くださいますようお願いいたします。

4 戸別会費募集用封筒について

ご利用の場合は、大変お手数ですが、事務局まで御請求ください。

令和8年度 更生保護協会会費目安額

【町内会会費】

(単位：円)

No	地区連合町内会	令和8年度 目標(目安)額	昨年度 目標(目安)額	地域振興課 登録世帯数
1	鶴ヶ峰地区	60,310	60,350	8,817
2	白根地区	38,890	39,360	4,099
3	旭北地区	49,260	50,680	5,192
4	上白根地区	5,850	5,760	617
5	今宿地区	41,110	42,740	4,330
6	川井地区	37,720	37,680	3,974
7	若葉台地区	47,250	47,380	4,977
8	笹野台地区	35,700	35,860	3,761
9	希望が丘地区	29,070	29,110	3,211
10	希望が丘東地区	49,680	49,680	5,240
11	希望が丘南地区	26,960	27,240	2,841
12	さちが丘地区	35,160	35,540	3,703
13	万騎が原地区	25,370	24,990	2,765
14	二俣川地区	50,790	50,930	5,352
15	二俣川NT地区	36,460	37,090	3,843
16	旭中央地区	16,980	16,930	1,790
17	旭南部地区	34,740	35,270	3,659
18	左近山地区	40,680	40,780	4,284
19	市沢地区	17,790	17,770	1,875
20	その他(連合未加入)	34,700	34,570	4,525
総計		714,470	719,710	78,855

(補足) 目安額の算出について

目安額＝世帯数×95%×10円 (※10円未満切り捨て)

※参照登録世帯数…令和8年1月13日現在の旭区地域振興課地域活動係の自治会町内会名簿

区連会 資料 3-3

令和8年4月17日

各地区連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部旭区地区委員会
委員長（旭区長）堀口 和美

令和8年度日本赤十字社会員増強運動（会費募集）について【ご依頼】

平素より、本会の活動にご理解とご支援を賜り、お礼申し上げます。
また、日頃より会員増強運動（会費募集）の推進にご協力を賜り、心からお礼申し上げます。
今年度の会費募集につきましても、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

お願いしたいこと

- 【区連長】ご承知おきください。
- 【地区連長】ご承知おきください。
- 【単位会長】会費募集及び会費納入にご協力お願いいたします。

【事務局】旭区社会福祉協議会 齋藤・杉山
電話：392-1123 / FAX：392-0222

裏面あり

日本赤十字社会員増強運動（会費募集）の取扱について

日本赤十字社会費募集は任意の会費であり、決して強制ではありません。ご協力いただける場合は、次のとおりお取扱いをお願いいたします。

1 日赤会員増強運動（会費募集）について

日本赤十字社は、災害発生時における国内外の救援活動や血液事業、看護師養成等の諸事業の遂行により、地域社会の福祉の向上に大きく貢献しています。

これら日本赤十字社の諸事業は、政府の補助金によるものでなく、みなさまから寄せられた会費（寄付金）によって運営されております。

令和8年度におきましても、5月1日から「赤十字運動月間」がスタートし、会員増強運動（会費募集）を進めてまいります。

つきましてはご多忙のところ誠に恐縮でございますが、別紙資料をご参照のうえ、また募集用資材のポスター・チラシ等をご活用いただき、自治会町内会のみなさまに赤十字運動へのご理解とご支援を賜われますようお願い申し上げます。

2 運動期間（会費納入期日）について

以前は、7月末を目安にお願いしていましたが、今年度も自治会町内会の状況に合わせて柔軟にご対応いただき、**令和8年9月末を目安**にご納入くださいますようお願い申し上げます。

3 日本赤十字社会費目安額について

(1) 目安額は別紙1【目安額および資材内容一覧】をご確認ください。

自治会町内会ごとの目安額の算出方法は次のとおりです。

①会費を戸別募集する自治会町内会

前年度募集実績額×85%

②会費を自治会費からご寄付いただく自治会町内会

地域活動推進費申請世帯数×95%×120円

4 資材について

令和8年2月にご回答いただいた資材調査に基づき、別紙1【目安額および資材内容一覧】のとおり資材を同封しています。不足等がございましたら別紙2【資材追加送付依頼書】または電話等にて事務局までご請求ください。

※領収書は、取扱いにご注意いただき、自治会町内会で保管をお願いいたします。

※新たに会員になられた方(会費500円以上ご協力いただいた方)のうちご希望の方には「協力会員門標」をお渡しいたします。事務局までご請求ください。

※2,000円以上ご協力いただいた方には「会員門標」を支部からご郵送いたします。

5 会費納入方法について

日本赤十字社会費を自治会町内会または地区連合自治会町内会ごとにお取りまとめいただき、次のいずれかの方法でのご納入をお願いいたします。

(1) 振込の場合

同封の専用払込票（青色）により最寄りの郵便局からお振込みください。硬貨取扱手数料は免除となります。領収書は後日ご郵送いたします。

なお、払込先は「日本赤十字社神奈川県支部」となりますが、旭区地区委員会の実績として処理されます。

※払込1件につき10万円を超える送金に対し、郵便局によっては依頼人確認のため免許証などの本人確認書類や（自治会町内会名であれば）会則等の提示が求められることがあります。ご面倒をおかけしますがご承知いただければと存じます。

【払込票見本】

99 横浜 払込取扱票										振替払込請求書兼受領証									
口座記号番号										金額									
0	0	2	9	0	8					千	百	十	万	千	百	十	円		
加入者名 日本赤十字社神奈川県支部										金額 20001									
おとこ・おなまえ 241-0000										備考 免									
旭区鶴ヶ峰 1-6-35																			
〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇																			
(電話番号)																			
【No.1 ●●自治会】<●●は印字済>																			
ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。(承認番号横 第5508号)										日附印									
これより下部には何も記入しないでください。										切取らないで、お出しください。									

(2) 事務局（旭区社会福祉協議会内）窓口にお持ちいただく場合

金額が確定次第、領収書をごその場でお渡し、または後日ご郵送いたします。

なお、更生保護協会会費とあわせて窓口にお持ちいただく場合は、その旨をお申し出ください。

令和8年度 日赤会費募金目安額（案）

(単位：円)

＜参考＞

番号	地区連合町内会	令和8年度 目安額	令和7年度 目安額	地域振興課 登録世帯数
1	鶴ヶ峰	926,710	975,260	8,817
2	白根	522,180	528,310	4,099
3	旭北	779,430	722,640	5,192
4	上白根	70,190	70,190	617
5	今宿	527,610	596,770	4,330
6	川井	512,330	511,870	3,974
7	若葉台	770,140	770,470	4,977
8	笹野台	577,650	578,220	3,761
9	希望が丘	360,910	361,380	3,211
10	希望が丘東	844,950	844,600	5,240
11	希望が丘南	373,900	374,470	2,841
12	さちが丘	381,860	385,280	3,703
13	万騎が原	372,570	368,230	2,765
14	二俣川	648,310	649,570	5,352
15	二俣川NT	474,760	481,140	3,843
16	旭中央	204,060	203,380	1,790
17	旭南部	502,400	507,070	3,659
18	左近山	488,370	489,630	4,284
19	市沢	315,880	315,650	1,875
20	その他	373,570	371,890	4,525
	【合計】	10,027,780	10,106,020	78,855

(補足) 目安額の算出について

- * 日赤会費を ①戸別募集する自治会町内会……………前年度実績額の85%
- * 日赤会費を ②自治会費より寄付金扱いの自治会町内会……………95%世帯数×120円
- * 参照登録世帯数…令和8年1月13日現在の旭区地域振興課地域活動係の自治会町内会名簿



※ 都市計画に対する意見書の受付：関係住民及び利害関係人は、意見書を提出することができます。

都市計画市素案の縦覧及び公述申出の受付

期間	令和8年5月15日(金)から令和8年5月29日(金)まで(土・日は除く)
縦覧場所	横浜市 都市整備局 都市計画課(受付時間 8時45分から17時15分まで) ※横浜市ウェブサイト都市計画市素案の概要を御覧になれます。
公述申出	縦覧期間中、関係住民及び利害関係人は、市素案に対して公開の場で意見を述べる機会である「公聴会」における公述の申出ができます。(横浜市電子申請システムから提出又は都市計画課へ持参若しくは郵送(期間内必着)) ※公述申出書の様式は自由です。(住所、連絡先、氏名、案件名及び意見の要旨を御記載ください。) ※10名を超える申出があった場合は抽選を行います。

公聴会の日時及び会場(公述申出があった場合に開催)

日時	令和8年7月2日(木) 19時開始
会場	瀬谷公会堂 講堂(瀬谷区二ツ橋町190)
その他	公聴会開催の有無は、6月3日(水)以降に横浜市ウェブサイト御確認いただくか、横浜市都市整備局都市計画課(045-671-2657)に電話でお問い合わせください。 「公聴会における公述意見の要旨と市の考え方」については後日、横浜市ウェブサイトで公表します。

お問合せ先

事業内容に関する こと	横浜市 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 上瀬谷交通整備課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 30階 北側 TEL 045-671-4607 FAX:045-550-4106 MAIL:da-kamikouart@city.yokohama.lg.jp
都市計画手続に関する こと	横浜市 都市整備局 都市計画課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 22階 北側 TEL 045-671-2657 FAX:045-550-4913 MAIL:tb-toshikeikaku@city.yokohama.lg.jp 市素案説明会 横浜市市素案説明会 で検索 市素案縦覧・公聴会 横浜市市素案縦覧 で検索

令和8年1月に実施した事業説明会の資料については、横浜市ウェブサイトをご覧ください。 [新たな交通](#) で検索



都市計画市素案説明会のお知らせ

～新たな交通(瀬谷バス専用道線)の都市計画変更(追加)について～

横浜市では、道路混雑の抑制や来街者への交通利便性の向上、将来的には誰もが移動しやすい持続可能な地域交通を整備し、本市西部地域の交通ネットワークを構築していくことを目的に、瀬谷駅を起点とする新たな交通の導入を検討しています。

このたび、瀬谷・上瀬谷間に整備する横浜国際港都建設計画道路『9・6・1号瀬谷バス専用道線』の都市計画市素案を作成しましたので、都市計画市素案の内容や今後の手続について、説明会を開催します。



都市計画市素案説明会の日時及び会場

日時	【第1回】令和8年5月15日(金) 19時00分～20時30分(開場18時30分)(予定) 【第2回】令和8年5月16日(土) 13時30分～15時00分(開場13時00分)(予定)
会場	瀬谷公会堂 講堂 (瀬谷区二ツ橋町190) ※瀬谷区役所内
現地開催	
備考	※説明内容は動画配信と同じです。また、各回とも説明内容は同じです。 ※申込は不要です。直接会場へお越しください。(満席の場合はご参加いただけませんのでご了承ください) ※ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。なお、駐車場は有料となりますのでご注意ください。
動画配信	日時 令和8年5月15日(金)から令和8年5月29日(金)まで 場所 横浜市ウェブサイト上での動画配信(音声付説明動画) 横浜市市素案説明会 で検索

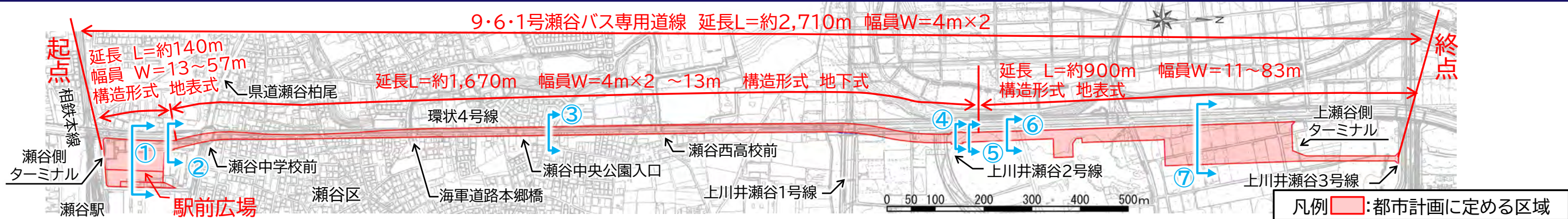
9・6・1号瀬谷バス専用道線

本市西部地域のバス交通ネットワークを新たに構築するとともに、旧上瀬谷通信施設地区の土地利用転換に伴う交通需要に対応するため、バス専用道路及び駅前広場を追加します。

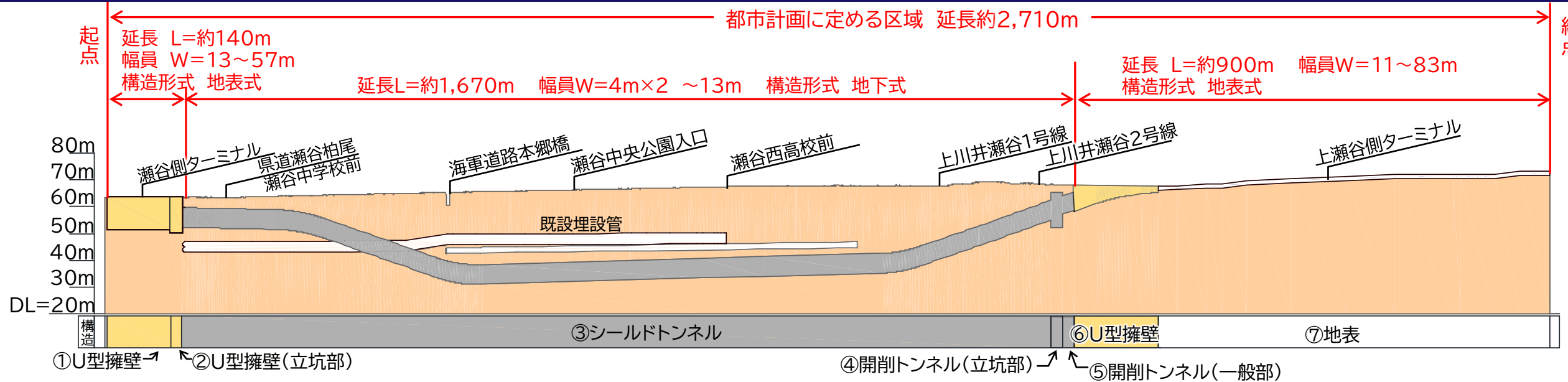
1 都市計画に定める事項

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	幅員	地表面式の区間における鉄道等との交差構造	
特殊街路	9・6・1	瀬谷バス専用道線	瀬谷区中央	瀬谷区瀬谷町	瀬谷区本郷二丁目	約2,710m		4m×2		バス専用道路 面積約3,100㎡
		構造形式の内訳	瀬谷区中央	瀬谷区瀬谷町		約1,670m	地下式	4m×2～13m		
					約1,040m	地表式	11～83m	幹線街路3・4・3号環状4号線と平面交差		
	なお、瀬谷区中央地内に駅前広場を設ける。									

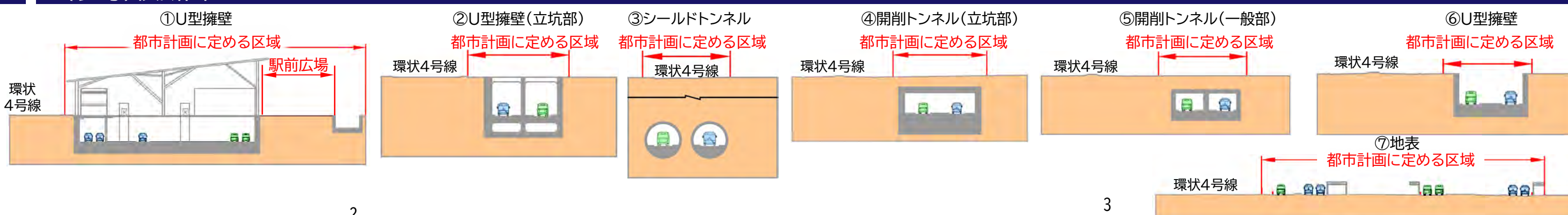
2 平面図



3 (参考)縦断面図



4 (参考)横断面図



帷子川河川環境整備計画(案)について

1. 趣旨

旭区内を流れる帷子川では、治水安全度向上のための河川改修を進めていますが、河川改修に合わせて、良好な帷子川の河川水辺空間を保全・創出するための環境整備を検討しています。

令和7年度 6 月、10 月の区連会においても、「帷子川の環境整備」の検討状況についてご説明いたしましたが、今回は現在策定を進めている、環境整備の方向性をとりまとめた帷子川河川環境整備計画(案)(以下、計画(案)という。)について、ご報告いたします。

2. お願いしたいこと

- 区連長におかれては、ご承知おきください。
- 地区連長におかれては、地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
- 単位会長におかれては、定例会等で情報提供・周知をお願いします。
- 帷子川沿川の地区(鶴ヶ峰地区町内会連合会、今宿地区町内会連合会、川井地区町内会連合会、旭中央地区町内会連合会、白根地区町内会連合会)については、地区町内会連合会の定例会でご説明したいと考えていますので、調整をお願いします。

3. 帷子川河川環境整備計画(案)の概要(別添資料)

【計画の特徴】

- 昨年度実施した旭区内の小学校 3 校(都岡、上川井、鶴ヶ峯)におけるワークショップで、小学生約 200 名から得られた意見から導き出された「生物」「景観」「利用」「親水」「安全」の5つの視点等を、計画(案)に反映しています。
- 小学校のワークショップで検討した学校橋拠点、高山橋拠点、二俣川合流点などの親水拠点を計画(案)に位置付けています。「横浜グリーンエクスポ」の会場に最も近い学校橋拠点については、今年秋頃から整備を行う予定です。

4. 今後の予定

6 月末を目途に計画策定、公表をする予定です。

5. 帷子川河川環境整備計画(案)に関するご意見について

帷子川河川環境整備計画(案)は、5 月 1 日(予定)から下記のホームページで閲覧できます。

また、同ページから計画(案)に対するご意見をお寄せいただけます(5 月 15 日まで)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/kasen/shoukai/kasennokankyoseibi.html>



計画策定のためのプロセス

「横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針(※)」に基づき、小学生とのワークショップや地域の方々との意見交換を行い、本計画を策定しました。

小学生約200名とのワークショップ

計画策定にあたって、上川井小学校、都岡小学校、鶴ヶ峰小学校の3校の小学5年生約200人と将来の帷子川について考えました。

① 帷子川を知る・体験する 2025年6月・7月

帷子川にまつわるクイズを通して、帷子川の特徴や歴史、生き物、川遊びの際の注意点やライフジャケットの着用方法などを学びました。

実際にライフジャケットを着用して、帷子川に入り、網を使って魚などの生き物を採集して観察しました。

② 帷子川の現状を考えるワークショップ 2025年7月

グループに分かれて、川に入った際に自分自身が感じた帷子川の良いところと悪いところをあげてもらいました。そのうえで、将来的にどのような川であってほしいか、川でどんな遊びをしたいかなど、理想の帷子川についてまとめてもらいました。

③ 小学生の意見を、将来の帷子川のコンセプトへ

ワークショップで出された意見をまとめると、「生物」「景観」「利用」「親水」「安全」の5つの重要な視点が浮かび上がり、そこから、帷子川の環境整備のコンセプトを設定しました。

地元の方々との対話

●旭区のタウンミーティング、水辺愛護会との意見交換会などの機会を捉え、旭区民の方から帷子川に対する想いや現状の課題をお伺いしました。

※「横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針」とは近年、世界的潮流であるネイチャーポジティブやWELL-BEINGの実現など、河川水辺環境に期待される役割が増えてきている中、市民生活の質の向上と環境との共生の実現を目指し、これまで以上に良好な河川水辺環境を保全・創出していくための基本方針などを示した指針



「横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針」の詳細はこちらからご確認ください。(横浜市HP)

問い合わせ先：横浜市下水道河川局河川部河川流域整備課/河川流域調整課

電話：045-671-2869

Eメール：gk-kasenseibi@city.yokohama.lg.jp

帷子川

横浜市施行区間

河川環境整備計画(案)



横浜市 下水道河川局

《計画策定の目的》

気候変動の影響による大雨の増加や酷暑の深刻化、さらには生物多様性の損失など、近年、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変わりつつあります。
 また、少子高齢化の加速度的な進展のほか、働き方や価値観の多様化など、社会情勢にも大きな変化があります。このような状況の中、河川に期待する役割はますます増えてきています。
 帷子川では、大雨から地域を守るため、更なる治水安全度の向上を目指し大規模な河川改修を進めていますが、同時に、より良好な河川水辺空間を保全・創出することが求められてきています。
 そこで、GREEN×EXPO 2027 の開催を大きな契機ととらえ、これまで以上に良好な帷子川の河川水辺空間を保全・創出し、地域の誇りとなる川づくりを進めるため「帷子川河川環境整備計画」を策定します。

《計画範囲》

帷子川は、旭区若葉台に源を発し、旭区、保土ヶ谷区、西区の市街地を西から東へ流れて横浜港へ注ぐ、流路延長約17km、流域面積約57.9km²の二級河川です。
 横浜市は、旭区白根の中堀川の合流点から、二級河川の最上流地点である上川井町付近までの約6kmの河川改修及び維持管理を行っています（以下、横浜市施行区間という。）。
 本計画は、横浜市施行区間の河川環境整備に関するものです。



《計画に基づく整備スケジュール》

整備種別	令和8年度～令和11年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和19年度	令和20年度～令和23年度	令和24年度～令和27年度
河川改修	[Red bar indicating continuous river renovation]				
河川環境整備	○ 学校橋 (令和9年概成)		○ 川井本町地区	○ 二俣川合流点	○ 高山橋

◆水質

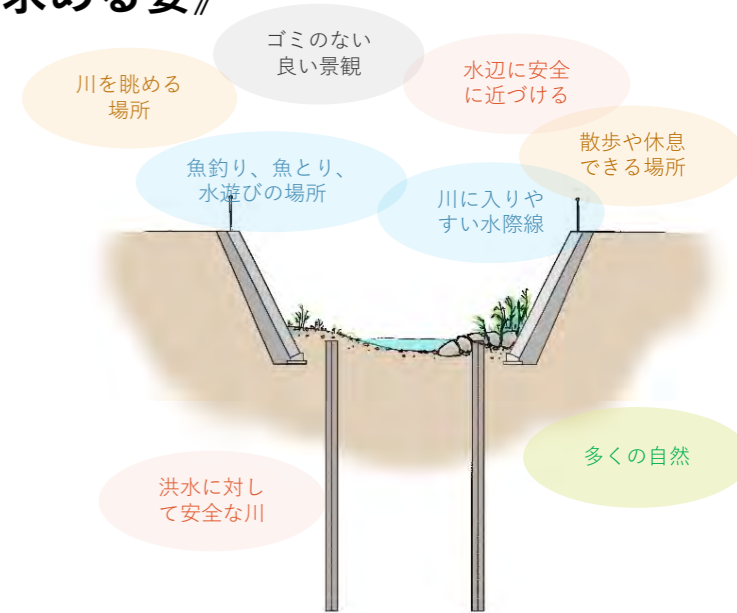
帷子川流域の水質は、pHが7.7～8.6、DOが8.7～11.6、BODが3mg/L以下となっており、水質汚濁に係る環境基準「生活環境の保全に関する環境基準」のB類型に該当しています。これらの水質は、親水等級の評価において、水遊びの空間を設けるのに適した水準とされています。

◆自然環境・生物

【魚類】 オイカワ、クロダハゼやアユ、湧水のある環境に生息するホトケドジョウが確認されています。
【植物】 水際にはクサヨシ、ヨシ、セキショウなどが生育しています。一方、特定外来生物に指定されているオオカワヂシャを始めとして、オオカナダモ、オランダガラシなどの外来種も確認されています。

《小学生が考える将来の帷子川に求める姿》

- 【ワークショップで得られた小学生の主な意見】
- ・生物、自然がある
 - ・魚取りや川遊びをしたい
 - ・自然を守りたい
 - ・川に入れる階段、道がほしい
 - ・川を眺めたい
 - ・ゴミを減らしたい
 - ・机や椅子、ベンチがほしい
 - ・散歩がしたい
 - ・安全な川



《拠点の整備》

学校橋拠点



安全な自然体験と地域文化の伝承の交わる空間
 水辺では子どもが安全に自然体験できる場を、陸上では地域の交流のできる広場を整備します。

二俣川合流点拠点



みんなで、安全に水辺の自然を愉しめる、交わりの空間
 水辺ではアユなどが移動できる魚道を整備し、陸上には川を眺めつつ子供が遊べる広場を整備します。

高山橋拠点



子どもも大人も集える憩いの親水空間
 水辺では子どもが安全に遊べる親水空間を創出し、陸上にはイベント等が開催できる広場を整備します。

川井本町地区



河川改修後に民間企業などと連携し、地元の方にとってより良い場となるよう整備を行います。

矢指川合流点拠点



平成8年に整備を行った箇所です。みなさまと意見交換を通じてあり方を検討します。

生き物に触れ合え
人々が憩い集える
安心・安全な川。
帷子川とともに。

治水安全度を向上させる河川改修と合わせ、旭区のシンボルリバーとなるよう、帷子川の河川環境を整備することで、その価値を高め、より一層地域の皆様に親しまれる川づくりを進めます。

具体的には、生き物に配慮した水際の保全、水に近づきやすいスロープや階段の設置、木陰やベンチなどの休憩場所の確保、地域特有の歴史的・文化的資源や自然環境との調和、地域交流の場となる広場の整備などを行い、魅力ある河川空間を創出します。



「快適」「オープン」「ネイチャーポジティブ」
…「横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針」の基本方針

帷子川の特徴を活かした川づくり



イメージパース



自然な砂州、瀬・淵の形成による川の力を活かした川づくり



現況河道や河畔林を活かした住宅地での川づくり



典型的な都市河川においても、河道内で自然を感じられる多自然川づくり



水辺のふれあいと河床・水際の自然環境を創出する、緑・支川・旧河道と調和した川づくり



人々の憩いの場となる水辺空間の形成を目指すため、河床及び水際の自然環境を創出し活用する川づくり

区連会 資料 3-6

各自治会町内会長 様

区連会 4 月 定例会 資料
令和 8 年 4 月 17 日
旭 区 役 所

旭区総務課長

旭区防災講座の開催について（御依頼）

旭区では、災害時のとなり近所の助け合いに向け、自助や共助に関する防災講座を開催しています。

今年度も、個人向け・グループ向けの研修を開催しますので、多くの皆さまのお申込みをお待ちしております。

※グループ向け研修は、7月ごろから募集開始予定です。（別途、自治だより等でお知らせいたします。）

◆第1回 個人向けの研修

対象：今年度から自治会町内会やマンション管理組合などの会長や防災担当を務める方、防災に関心がある方、旭区在住・在学の学生の方 など

今年度から、自治会町内会やマンション管理組合などで会長や防災担当等に
着任された方は、是非ご参加ください。

新任の会長・防災担当等以外の方で、防災について何から始めればいいのか悩
まれている方、防災に関する基礎を学びたい方も、個人向け形式の研修がお
すすめです。

1 第1回 個人向け研修

(1) 日時

令和8年6月6日（土）14時～17時

※第2回は9月に開催予定です。

(2) 場所

旭区役所 新館2階大会議室

(3) 研修内容（予定）

ご近助マニュアル^{※1}を基にした自助・共助に関する座学及びグループワーク

※1 地域で防災活動に尽力いただいている方々にご協力いただき、大地震が発生した際に、となり近所の助け合いとして“みんなで生き残るための取組み”をわかりやすくリーフレット形式でまとめたものです。

リーフレットはこちら ▶

※区役所窓口でも配架しております。



(4) 申込方法・期限について

【期限】 6月5日(金) 12時まで(必着)

先着40名まで

①電子申請

【二次元コード】



②郵送・メール・FAX

別添「旭区防災講座(個人)申込書」
にご記入いただき、「申込書」は旭区ホーム
ページからもダウンロードできます。

【二次元コード】はこちら ▶



(5) 受講の決定について

申込後1週間以内に、受講者ご本人あてに、メールもしくは郵送で受講決定通知を送付させていただきます。

3 その他

- (1) 当日の気象状況等により、中止とさせていただく場合があります。
- (2) 参加費、講演料は無料です。

【お問合せ先】

担当：旭区役所総務課庶務係

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：as-anken@city.yokohama.lg.jp

別添

令和8年 月 日

令和8年度 旭区防災講座（個人向け研修）申込書

■ 開催日時

令和8年6月6日（土） 14時00分から17時00分まで

■ 受講者について

団体名（自治会等の名称）

又は学校名

受講者氏名

住 所

電話番号

メールアドレス

■ 受講の決定について

受講者あて、申込みから1週間以内にメールもしくは郵送でお知らせさせていただきます。

締 切：6月5日（金）12時必着

送付先

郵 送：241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

旭区役所総務課庶務係

F A X：045-951-3401

メール：as-anzen@city.yokohama.lg.jp

8・9・10月は「旭区SDGs月間」

区民の皆さまがSDGsを身近に感じ、行動していただく
きっかけとするためのイベントが盛りだくさんな3か月間

行事・イベント・活動 募集中

2026.4.17(金)~7.19(日)

エントリーは
こちらから



SDGsの誓い 広げよう

- | | | | | | | | | |
|------------------------|-------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------|
| 1 貧困をなくそう | 2 飢餓をゼロに | 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を実現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8 働きがいも経済成長も | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう |
| 10 人や国の不平等をなくそう | 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 | 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう | 15 陸の豊かさを守ろう | 16 平和と公正をすべての人に | 17 パートナーシップで目標を達成しよう | |



区民まつりで竹を使った工作を体験



水の力でお掃除体験



環境にやさしい簡単なひと手間を学習

SDGs(Sustainable Development Goals)とは…

持続可能な開発目標とは、2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための世界共通の目標です。17の目標で構成されており、「誰一人取り残さない」を理念に掲げています。

日頃に行っているイベント・取組が、SDGsの目標達成に繋がっています！

詳細は裏面へ



旭区マスコットキャラクター あさひくん

令和8年度 旭区SDGs月間 エントリー行事募集要領

1 令和8年度「旭区SDGs月間」について

期間

令和8年8月9月10月の3か月間

9月25日は
SDGsが国連で
採択された日

対象イベント等

旭区内で実施するSDGsの目標達成につながる行事・イベント・活動

※定例的な活動でも、8・9・10月に実施日があれば対象です。

※参加者を募集する行事だけではなく、団体内部で実施するイベント・活動も対象になります。

(例:ごみ拾い、地域のお祭り、SDGs勉強会、環境学習、防犯パトロール、防災訓練 など)

エントリーする

- 「旭区SDGs月間特設ウェブサイト」で、それぞれの行事・イベント・活動の内容を紹介します。また、旭区公式X・広報よこはま旭区版など、様々な媒体を活用してPRしていきます。
- 主催者が作成するチラシ等に「旭区SDGs月間」バナーをご利用いただけます。

【「旭区SDGs月間」バナー】



- SDGsを広めるアイテムとして、旭区SDGsオリジナルピンバッジを差し上げます。※数に限りがありますので、なくなり次第配布終了となります。あらかじめご了承ください。



オリジナルピンバッジ

2 エントリー方法など

期間

令和8年 4月17日(金) から 7月19日(日) まで

資格

団体(自治会、学校、会社、サークルなど、2人以上のグループ)

エントリー方法

次の①・②のどちらか

- ① 横浜市電子申請・届出システムから申請

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/6176a43f-491d-4d8b-af6f-53f04008938d/start>

- ② ①が難しい場合は、Eメール・FAX等で、下記までお問合せください(登録用紙をお送りします)。

エントリーは
こちらから



昨年のエントリー
行事一覧



旭区SDGs月間

検索

お問い合わせ先

旭区役所区政推進課企画調整係(区役所2階23番窓口)

電話 045-954-6027 FAX 045-955-2856

Eメール as-kikaku@city.yokohama.lg.jp



令和8年度「旭区タウンミーティング」の実施について

旭区では、より住みやすい地域づくりに向けて、地域の皆様と区役所がともに考え、協働していくことを目的にタウンミーティングを実施しています。

令和8年度は次のとおり実施しますので、開催を希望される地区は、希望調査票をご提出ください。

1 タウンミーティング

【開催内容】

地域の皆様の関心が高い項目（1～2項目）をテーマとし、区長・関係職員との意見交換を実施
※連合自治会町内会と区役所の共催で開催

【昨年度のテーマ例】

魅力あるまちづくり、地域コミュニティの活性化について、町内会の担い手不足と加入促進について
地区における防災への取組、各地区・町内会の取組の報告と意見交換

【参加者】

地域：地域の課題解決に関係する自治会・町内会をはじめとする団体役員等広く住民の方
行政：原則、区長、地区担当の部長または課長、テーマに関係する職員

2 定例会等への区長訪問

【開催内容】

連合自治会町内会の定例会や会議等に、区長が訪問します。

【参加者】

行政：原則、区長及び地区担当の部長または課長

3 開催時期

令和8年6月から令和9年1月まで

4 依頼事項

開催を希望する地区は、「令和8年度タウンミーティング開催希望調査票」をご提出ください。

【提出期限】原則、開催希望日の2か月前まで

【提出先】地区担当の部長または課長（総括支援担当）

5 その他

各地区連合からのご要望につきましては、別紙1「連絡先フローチャート」をご参考いただき、要望内容に応じて担当へご連絡いただきますよう、お願いいたします。

【担当】

旭区役所地域振興課地域力推進担当（旭区役所本館2階21番窓口）

五藤、佐藤、板橋

TEL：954-6028、FAX：955-3341

Eメール：as-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp

地区連合からの要望に関する連絡先フローチャート

要望内容は・・・
道路補修、街路樹、公園、
河川、下水道、水路
ですか？

はい

旭土木事務所へ、ご連絡ください。
電話：953-8801
FAX：952-1518
電子メール：
as-doboku@city.yokohama.lg.jp

【以下についてお伝えください。】

- ① 連合自治会町内会名
- ② 要望場所（旭区△町△丁目△番の住所及び目標施設）
- ③ 要望内容（例：ガードレールの補修、道路の穴埋め、公園施設の補修）

いいえ

要望内容は・・・
横断歩道、信号機、
道路標識
ですか？

はい

旭警察署へ、ご連絡ください。
電話：361-0110

いいえ

要望内容は・・・
防災、防犯、
市民利用施設等

はい

「要望書」を作成し
区役所へご提出ください。

【提出先】
地区担当の部長または課長

【回答時期】
案件の内容によりますが、要望書受理
後から概ね2か月程度で回答します。

いいえ

その他、ご不明な点は、
総括支援担当へご相談ください。

内容によって相談先が異なるので、ご確認ください



記入例

旭区長あて

要望書が複数ある場合は、地区連合でとりまとめをお願いします。また、1枚ずつ地区連合町内会長名を御記入の上、総括支援担当へ御提出ください。

令和7年 4月 1日

町内会名： ●●地区連合自治会町内会

代表氏名： ▲▲ ▲▲

地区連合自治会町内会名、連合町内会長の役職・氏名は、原則、開示請求の開示対象です。

要望書

次のとおり、●●地区の要望書を提出しますので、回答願います。

〈要望に関する連絡先〉

自治会・町内会名は、自治会・町内会名： あさひさんさん自治会

原則、開示の対象です。氏名： 旭 太郎

電話番号： 045-954-6028

※御要望の種類について該当するところにレ点を入れてください。

市民利用施設の整備

市民利用施設の補修

防災

要望に関する連絡先の氏名、電話番号は、非開示です。

その他()

※注意…道路の整備や補修、街路樹の剪定、公園や河川・下水道・水路の維持管理等の御要望は直接土木事務所へ御連絡ください。

要望の要旨	説明	備考
	※これまで、既に電話や窓口、文書等で、直接所管の部署に御意見・御要望等を御連絡いただいていた内容については、あらためて御提出いただく必要はありません。	別紙資料 ○・無 ※○をつけてください。

<注意事項>

- 要望書作成にあたっては、別紙の記入例を参考に、1件につき1枚の様式を使って御記入ください。御要望が複数ある場合は、コピーしてお使いください。
- 特定の場所に関する要望の場合は、地図等を添付してください。
- 市役所以外の関係行政機関・団体（警察署・公共交通機関等）及び土木事務所に対する御意見・御要望は、該当機関に直接提出してください。**（要望書作成等の御相談は随時お受けします。）
- 緊急対応が必要な場合や、要望内容の詳細をお聞きする場合がありますので、要望内容について詳しい方の連絡先（氏名及び電話番号）を必ず御記入ください。また、御記入いただいた連絡先は、関係部署、機関（区・市役所の各局、県・国の機関、警察署等）にお知らせし、関係部署、機関から直接詳細をお伺いする場合がありますので御承知おきください。
- 地区連合自治会町内会名、連合自治会長の役職・氏名は、開示請求の際の開示対象**となります。あらかじめ、御了承ください。
- 案件の内容にもよりますが、**要望書をいただいてから、概ね2か月程度で回答**いたします。回答方法は別途調整させていただきます

横浜市使用欄 受理日：令和 年 月 日 / 持込 ・ 郵送 ・ その他()

区連会 資料 4-1

令和8年4月17日

各自治会町内会 会長 様

旭保護司会 会長 黒須 正明

「保護司会だより旭」発行と送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

旭保護司会につきまして、日頃より並々ならぬご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

この度、保護司会の活動状況などの一環をお知らせいたしたく「保護司会だより旭第46号」を発行しましたのでご送付申し上げます。

何卒、ご高覧頂きますようお願い申し上げます。

1 送付部数 : 各 1 部

旭ふれあい区民まつり
ばれっと旭前にて
(令和7年10月19日撮影)



施設見学
横浜少年鑑別所前にて
(令和8年2月19日撮影)

保護司会だより 旭

発行所 旭保護司会広報部
発行責任者 会長 黒須 正明
事務局 旭区社会福祉協議会
旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ばれっと旭
印刷所 小松印刷株式会社

功労者表彰

(敬称略)

第七十三回横浜市更生保護大会に於いて、次の方々が表彰されました。おめでとうございます。
表彰日 十月三十日付

横浜市会議長表彰

武部由美子

第七十六回神奈川県更生保護大会に於いて、次の方々が表彰されました。おめでとうございます。
表彰日 十一月二十六日付

法務大臣表彰

白濱 泰子

全国保護司連盟理事長表彰

杉山 良美

関東地方更生保護委員会委員長表彰

新川 武雄



関東地方保護司連盟会長表彰

佐藤 公紀

澁谷 薫

神奈川県知事感謝状

伊佐地誠嗣

伊藤喜代子

横浜保護観察所長表彰

瀬戸 卓

道ノ下行哉

向井 秀人

神奈川県保護司会連合会長表彰

栗山小桜子

社会貢献活動に参加して

保護司 土岐 典子

十月三日、横浜保護観察所に集合して、みなとみらい21地区清掃の社会貢献活動を行った。
当日一緒に活動を行う予定だった青年は残念ながら不参加だった



社会貢献活動

が、保護観察所周辺歩道の清掃は観察所職員、旭保護司会より二名、また旭区更生保護女性会より会長他一名、計六名での実施となった。清掃活動は声をかけ合い、ゴミを拾いながら分別を行うなど一つの目的に向かって活動するため、短時間でも参加者が連帯を感じ、有意義であった。保護観察対象者に社会とのつながりを感じる一助に体験してほしいと思った。

自主研修会を開催して

保護司・薬物乱用防止指導員

石村 利幸

昨年十一月十九日、「違法薬物の基礎知識と情勢」をテーマに自主研修会を開催しました。



自主研修会

アンケートの結果、概ね好評でしたが薬物事犯対象者への対応について、その方法を教示して欲しいとの意見がありました。
これは私自身非常に難しい問題であり、これと言った答えはないと思います。薬物に手を出すと、どのような結末になるのかは、おのずと分かっているはずですが、「人を見て法を説け」という諺のとおり、対象者に応じた指導・助言が必要で。

編集後記

今までにない夏の暑さや冬の寒さはもとより、地震や台風の災害が頻発しています。平時より対策と準備をと思います。多少の非常食と水は用意しています。何よりも安心できる我が家で、普通の生活ができることを噛みしめている今日の頃です。

保護司面接に来る人たちが、ホッと息つける居場所を大事にしたいと願っています。(伊藤 記)

少年たちの立直りへの取り組み



横浜少年鑑別所 所長 岩崎 智之

平素から、当所の運営につきまして、多大なる御理解、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

御承知のとおり、少年鑑別所に在り中の非行のある少年たちは、心理検査や鑑別面接等を受ける一方で、少年たち自らも課題等を通じて自分の問題行動や非行について振り返り、今後の生活等の在り方を考えたりしながら、家庭裁判所での審判の日を迎えます。

所内で規則正しい生活を送りながら、一人でじっくりと考えていくなかで、徐々に心身の健康を取戻し、健全な生活志向を高めていくことが多いように感じており、今後の生活で実行に移してくれることを期待しています。ただし、決意はしても、少年の特性や成育環境、交友関係等の問題があって、生きていくうえで、いろいろな誘惑や困難事、危機場面に直面することも少なくなく、そうした状況



よこはま法務少年支援センター
(横浜少年鑑別所)

「保護司の使命を考える」



旭区連合自治会町内会連絡協議会
会長 林 重克

日本における犯罪状況は、平成二十七年以降、令和三年まで戦後最少を更新し続けていましたが、令和四年以降はやや増加に転じているものの、全体としては比較的安定した状況にあるようです。しかし検挙人員の約半数が再犯者が占めているなど、安全安心な地域を実現するうえで、再犯防止対策の充実が重要な課題となっています。

そういう中で、保護司の皆さんの使命は大変大きな役割となっています。「もう二度と犯罪はしたくない」と回答した人は、初入者で九四・五％。再入者で九三・六％に上るそうです。出所後五年以内で三人に一人が、十年以内では半数近くが刑務所に戻っているそうです。

受刑者の再入率は、保護司等による指導や支援が行われる仮釈放者と、満期釈放者とは大きな差

があります。再犯防止対策推進のためには、保護司の活動は欠かせません。対象者を支えるという点で大きな意義を持っています。無償ボランティアという形態でありながら、更生保護の最前線で活動する保護司の存在なしでは、多くの仮釈放者や保護観察者を適切に指導・支援することは難しいことです。

自治会町内会としても、保護司の活動の支援と補充に鋭意努力してまいります。



小学校における薬物乱用防止教室の開催



保護司・薬剤師 向井 秀人

昨年十二月十二日に万騎が原小学校において薬物乱用防止教室を開催いたしました。対象は六年生二クラスに各四十五分です。私は以前から学校薬剤師としてこの活動を続けていました。学校薬剤師とは、月に一回学校を訪問して子供たちが一番長く生活する校内の環境検査や水道やプールの水質検査などが役割です。他にも保健委員会への参加・正しい薬の使い方



薬物乱用防止教室

教育・食中毒対策・そして薬物乱用防止教室などに係わってまいりました。子供たちへの薬物乱用防止教室で伝えることは、「薬物に近づかないこと」「自分を大切にすること」です。親から授かった自分の身体を自らの手で粗末にしないことが教育の根幹であると思います。薬物の怖さ、興味から一度でも使ってしまったら自らの力では抜出すことができない末路がやってくることを想像させ、逆に未来の夢ある人生に思いを馳せる時間になればと思いを話しています。今回は保護司と、実際に薬物に手を出してしまい苦しんでいる方が身近なコミュニケーションにも存在することを話し、別世界の話ではないと伝えることができたのは大変有意義であったと思います。保護司活動のなかで、このような教室開催が必要と思われた時にはお気軽にお声をかけてください。

旭公会堂で映画上映会「九十歳。何がめでたい」



横浜市旭公会堂館長 猪鼻 昌子

三月四日に旭公会堂、旭区更生保護女性会様、旭保護司会様、旭区社会福祉協議会様と初めて協働開催という形で避難訓練&上映会を開催いたしました。当方の趣旨にご賛同いただき無事に開催できましたこと、心より感謝申し上げます。

さて上映した映画は「九十歳。何がめでたい」。くすつと笑えて、ほろつと涙する。何気ない毎日、いつもと変わらない、大嫌いな、面倒くさい、長生きするって大変なのね。こんなところから始まります。

劇中九十歳設定を演じる草笛光子さんも実年齢九十歳。演じているがどこかリアルでイリュージョンのような役柄を体当たりする姿は、九十歳の底力を見た気がします。

時代に合わせてアップデイトしていく生活はもちろん必要。デジタルでは伝わらない編集者との滑稽なやりとりが何度もあり、原稿を書き始めたら機嫌が良いことに気づく。のんびりしようと思わず、



世の中に反応することが元気の秘訣かもしれません。感想は皆それぞれあると思いますが、笑えるところあり、犬のくだりは我が家の犬と重なり思わず涙。主人公のようにコミカルに元気に年齢を重ねていきたいと強く願う映画となりました。今回は一部で避難訓練、二部で上映会を開催いたしました。令和八年度も気軽に参加できる講座や上映会を企画しています。旭公会堂スタッフ一同、皆様のご参加をお待ち申し上げております。

旭ふれあい区民まつりに参加して



旭区更生保護女性会 荒川 孝子

「第三十五回旭ふれあい区民まつり」に、旭保護司会の皆様と令和七年十月十九日(日)、「ばれつと旭」に午前十時に集合し、社会を明るくする運動のPR活動を実施しました。更女参加者七名、更女会長は式典に出席。今回配布した啓発グッズの数量が少なく、来年は数を増やして多くの区民の方にお渡しできるとよいと感じました。ちなみに横浜市青少年指導員統一行動標語「子供の笑顔は社会のたから」のイラストは、明るく素敵な一枚でした。

旭区の伝統ある「区民まつり」は年一回、旭区役所周辺(鶴ヶ峰公園・鎧の渡し緑道等)で開催されます。「旭ふれあい区民まつり」実行委員会主催、旭区役所の共催。当日は朝から大人も子供も大勢の人で賑わい、どの会場も盛況でした。旭区社会福祉協議会のバールンアートコーナーも人気で大変忙しそうでした。盛り沢山な子



PR活動のようす

供向けイベント、高齢者が立寄る健康フェア、ミニ商店街は行列ができ、親子連れの方が目立ちました。なお、当日の来場者数は約四万人とのことでした。旭区更生保護女性会としても、来年度より愛のあられ・ピスケットの販売を復活し、「区民まつり」に参加できることを希望いたします。末筆ながら、「旭ふれあい区民まつり」の益々のご発展をお祈り申し上げます。

区連会 資料 4-2

区連会 4 月定例会資料
令和 8 年 4 月 17 日
旭 区 役 所

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区総務課長

国が実施する全国瞬時警報システム（Jアラート）の 令和 8 年度全国一斉情報伝達試験について（お知らせ）

次のとおり、全国一斉情報伝達試験放送を行います（令和 8 年度全 4 回）。

この試験放送は、総務省消防庁等が地震・津波などの災害時等に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート※）を用いて、試験情報の受信及びスピーカー等の起動を確認する目的で、実施するものです。

※Jアラートとは、緊急地震速報、津波情報、武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

1 日時

- (1) 令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 11 時頃
- (2) 令和 8 年 8 月 26 日（水）午前 11 時頃
- (3) 令和 8 年 11 月 11 日（水）午前 11 時頃
- (4) 令和 9 年 2 月 3 日（水）午前 11 時頃

2 放送場所（区内 11 か所）

旭区役所	白根小学校	左近山特別支援学校	都岡消防出張所
さちが丘小学校	東希望が丘小学校	本宿中学校	若葉台小学校
さちが丘消防出張所	二俣川小学校	上川井小学校	

3 放送内容等

[Jアラートの試験放送]

- ♪ ピンポンパンポン（上り 4 音チャイム）
「これは、Jアラートのテストです。」（3 回繰り返し）
- ♪ ピンポンパンポン（下り 4 音チャイム）

※ 災害等により試験放送を中止する場合等、本市防災スピーカーのホームページでお知らせします。

【本市防災スピーカーのホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/bousaispeaker.html>

【お問合せ先】

担当：旭区役所総務課庶務係

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：as-anzen@city.yokohama.lg.jp

各連合自治会町内会長 様
各自治会町内会長 様

旭区総務課長

「緊急時情報伝達システム」の登録について（御依頼）

本システムにつきましては、令和 2 年度から自治会町内会長の皆様に御登録をお願いしております。今年度も同様の運用をさせていただきますので、引き続き御協力をお願いいたします。

（参考）緊急時情報伝達システムとは

避難指示等が発令された際に、対象地域の住民へ速やかに情報をお伝えするため、事前に登録いただいた電話番号へ音声情報を発信するシステムです。

また、双方向機能を活用し、受信者側からの回答を集約することも可能となります。

1 登録者数

191 件（令和 8 年 4 月 1 日時点）

2 令和 8 年度の運用について

緊急時の情報伝達手段を多様化し、必要な情報を速やかに発信していく手段として、令和 7 年度同様に本システムを運用していきます。

（1）発信内容について

避難指示等及び送受信訓練のほか、次の内容を発信いたします。

- ア 風水害時の避難指示等
- イ 防災関連情報（台風の接近情報など）
- ウ 送受信試験
- エ その他緊急に伝達が必要なもの

（2）登録対象について

次の方々への登録をお願いしています。

- ア 連合自治会町内会会長
- イ 自治会町内会長
- ウ 川井地区に在住で希望する方

緊急情報等を発信させていただくため、連合自治会町内会長及び自治会町内会長の皆様には、ぜひ登録の御協力をお願いいたします。

（3）登録方法について

別紙「登録用紙」にて、5 月 29 日（金）までにメール、郵送、FAX、持参いずれかの方法でご報告をお願いします。

また、以下の電子申請システムからも登録は可能です。

※すでに登録していただいている方の提出は不要です。



電子申請システムはこちらの二次元コードを読み込んでください。

【お問合せ先】

担当：旭区役所総務課庶務係

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：as-enzen@city.yokohama.lg.jp

緊急時情報伝達システム登録申請書

令和8年 月 日

旭 区 長

私は、旭区が運用する「緊急時情報伝達システム」の趣旨を理解し、次のとおり電話番号等のデータ登録を申請します。

団 体 名	
登 録 者 役 職	
氏 名	
登録電話番号	— —

【登録時の条件】※ 希望する場合には、□内にレ点をお願いします。

居住地域に該当しない緊急情報も送信してほしい。

■お知らせ

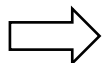
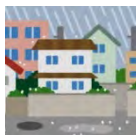
- ・ 登録データの変更又は削除を希望する場合には、区役所総務課まで連絡をお願いします。
- ・ 登録する個人情報は、本システム以外の用途に使用しません。
- ・ 登録者が団体代表者を退任したことを確認した場合、区役所が登録を抹消します。
- ・ 登録者へ年度内に1回以上の送受信試験を実施します。
試験音声の最後にボタン操作をしていただくことで、応答を確認させていただきます。
- ・ 令和8年5月29日（金）までに提出をお願いいたします。

整理番号：

令和8年度 緊急時情報伝達システムの運用について

1 運用イメージ（風水害時）

- ①台風や大雨により、避難指示が発令！ ②区役所から登録者に情報発信 ③登録した電話で情報を受信・回答 ④自宅2階への在宅避難など、情報に応じた行動を行う



【発信される内容例（試験の場合）】

「訓練、訓練、こちらは、旭区役所です。

●●川が、避難判断水位を超えました。氾濫する恐れがあります。そのため、避難所を開設しました。
（中略）

現在の状況を、次の内容から選択してください。

避難所に避難される方は「1」を、家の中の高いところに避難される方は「2」を、避難する必要がないと判断された方は「3」を選択してください。

訓練、訓練、以上をもちまして、旭区役所からの緊急情報の伝達と、受信されました皆様の状況確認試験を終わります。御協力ありがとうございます。」

2 システムを使用し発信する内容

- (1) 風水害時の避難指示等
- (2) 防災関連情報（台風の接近情報など）
- (3) 送受信試験
- (4) その他緊急に伝達が必要なもの

3 受信時に皆様が行う操作

発信は、050-3188-8830の番号から行われます。 必要に応じ、電話帳等に登録をお願いいたします。

上記「発信される内容例」のように、必要な情報が流れます。現在の状況等を確認させていただくことがありますので、**メッセージは必ず最後までご確認ください。**

なお、電話に出ることができなかつたり、メッセージを再度聞きたい場合は、リダイヤルしていただくと、同じ内容を確認することができます。

4 登録について

- (1) 御登録いただく方
連合自治会町内会長の皆様、自治会町内会長の皆様

- (2) 登録方法

申請書を郵送、メール、FAX、持参いずれかの方法で総務課へ御提出をお願いいたします。

また、電子申請システムでの登録も可能です。

登録いただく番号は、固定電話でも携帯電話でも可能です。



電子申請システムはこちらの二次元コードを読み込んでください。

【お問い合わせ先】

- 登録及び防災に関する発信について
担当：総務課庶務係

TEL : 954-6007 FAX : 951-3401

E-mail : as-anzen@city.yokohama.lg.jp

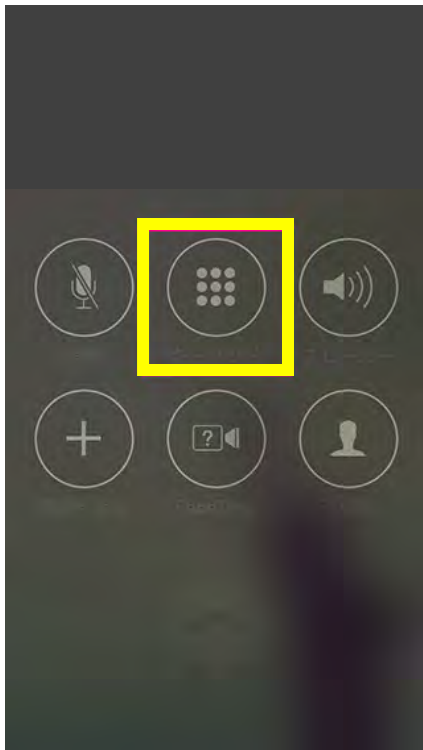
【参考】スマートフォンでキーパッドを表示する方法について

機種によって異なりますが、通話中の画面に「キーパッド」の表示をタッチすると、ボタンが表示されます。

緊急時情報伝達システムで、ボタン操作を求められた場合は、こちらを参照し応答をお願いします。

機種により、画面下部に表示される場合もあります。

通話画面



キーパッド



あさひ安全・安心かわら版

～まちの安全・安心情報～

○あさひ安全・安心かわら版とは？

「あさひ安全・安心かわら版」は、携帯電話またはパソコンの「メールアドレス」を登録するだけで、旭区内の安全・安心に関する各種情報を受信できるシステムです。

旭区内で発生した犯罪の発生状況や徘徊情報、防災等の情報を配信しています。

地域の防犯活動や高齢者・お子様への注意喚起等の一助として、お役立ててください。

※登録は無料です。(通信料は別途かかります。)

○配信情報

◇定期配信情報

- ・区役所職員、警察署員、子・孫を名乗る特殊詐欺等の不審電話への注意喚起情報
- ・旭区内の犯罪発生情報*

※週単位で旭警察署が認知した旭区内の街頭犯罪(空き巣、ひったくり、車上ねらい、自動車盗等)の町丁名別発生状況

◇臨時配信情報

- ・徘徊SOS情報
- ・防災関連情報
- ・重大犯罪発生情報、不審者情報
- ・その他



○登録方法【Eメール(携帯電話・パソコン)】

1. メーリングリスト申請画面を表示し、画面から「**読者登録**」を選択

【申請画面二次元コード】



「読者登録」
を選択

【申請画面】

2. 登録したいご自身のメールアドレスを入力
3. 入力したご自身のメールアドレスあてに確認メールが届きます。
4. 届いたメール画面上の URL にアクセスし、「申し込む」を選択。
5. 再度ご自身のメールアドレスあてに読者登録のお知らせが届き、完了。

お問合せ/旭区総務部総務課 ☎:045-954-6007 fax:045-951-3401
E-mail:as-anzen@city.yokohama.lg.jp

区連会 資料 4 - 5

区連会 4 月定例会資料

令和 8 年 4 月 17 日

旭 区 総 務 課

各連合自治会町内会長 各位
各自治会町内会長 各位

旭区総務課長

令和 7 年度 旭区防災講演会の動画公開について（情報提供）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、旭区防災行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、令和 8 年 3 月 11 日に旭公会堂で開催いたしました、旭区防災講演会につきまして、当日の講演の様子を動画公開いたします。

地震時において、自治会町内会での活動や地域防災拠点の運営をより良くする実践的なアイデアを、具体的な事例も織り交ぜてご紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

1 動画内容

(1) テーマ

自地域の活動をより良くするためのアイデアをご紹介！

(2) 内容

【第 1 部】 自助・共助の基本

講演：認定 N P O 法人かながわ 3 1 1 ネットワーク

高石 祐次 氏

【第 2 部】 令和 7 年度防災講座（出前）の事例報告

講演：認定 N P O 法人かながわ 3 1 1 ネットワーク

高石 祐次 氏

【第 3 部】 避難所開設をスムーズにするために

講演：東希望が丘地域防災拠点運営委員会委員長

和泉 禮子 氏

2 公開場所

旭区ホームページ上で公開します。

「旭区防災講演会」で検索または右の二次元コードからご覧ください。



公開先のホームページはこちら

3 DVD 貸し出しについて

講演動画は、DVD での貸し出しも可能です。

希望する場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

担 当：旭区役所 総務課

鈴木・涌井・水澤・薄田

電 話：9 5 4 - 6 0 0 7

メー ル：as-anzen@city.yokohama.lg.jp

活動を始めるあなたの応援団

2026 地域活動 スタートアップ 補助金

補助率9/10

5万円まで

≫ 申請期間 ≪

4/13~12/25

予算上限に達し次第終了

≫ 条件 ≪

旭区内で活動する
2人以上のグループ



シニア向けの交流カフェ



子ども、子育て世代、高齢者など、
世代を超えて気軽に集える居場所

令和7年度補助金交付事業



問い合わせ先

旭区市民活動支援センター「みなくる」

TEL：045-382-1000

メール：as-mirai@city.yokohama.lg.jp

※第1・第3水曜日休館日、その他臨時休館あり



↑HPはこちら



旭区マスコットキャラクター「あさひくん」

あさひのつながり応援補助金は、身近な困りごとや気づきから始まる活動が、地域の課題解決につながっていくことを大切にしています。活動の『はじめの一步』を後押しし、人と人のつながりを育みながら、地域での様々な活動が続いていくよう応援します。

申請の流れは次のとおりです。

補助金に関する受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時から16時30分です。

※「みなくる」の開館時間と異なる場合があります。

申請書提出前に対面でのヒアリング（予約制）が必須です。

※活動内容、目的、対象、活動メンバー、補助金の使い道等について聞き取ります。

※申請書提出から補助金交付まで、概ね2か月かかります。



↑「みなくる」へのアクセスはこちら

事前相談
(9:00~16:30)

ヒアリング
申請書提出
(要予約)

請求書提出
補助金交付

事業報告

補助金を申請できるのはどんな活動ですか？

次の要件を満たした活動が対象となります。

- 概ね1年以内に開始した活動または令和9年1月までに開始する活動
- 地域課題解決に向けた、だれでも参加できる地域に開かれた活動

例) ・さまざまな交流の場づくり
・高齢者や小学生等の居場所づくり



補助金を申請できる団体の条件はありますか？

次の要件を満たした団体が対象となります。

- 旭区内で活動を行っている、または行う予定の2人以上の団体
※団体の構成員には、旭区在住の方が1名以上必要です。



補助金はいくらまで受けられますか？

補助金額は上限5万円まで

- 補助率は9割です。自己資金（活動費の1割）が必要です。
- 1事業1回限り。複数年続けて申請することはできません。
- 補助金を次年度へ繰り越すことはできません。



口座振替依頼書の様式変更について（情報提供）

自治会町内会 各位

平素より、区政及び自治会・町内会活動の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

3月の区連会においてご案内した口座振替依頼書につきまして、その後の横浜市会計事務要領の改正により、口座振替手続きの取扱いが変更されたことに伴い様式変更を行いましたのでお知らせいたします。

1 変更点

- ・ 受領委任状欄の廃止
- ・ 申立書欄の追加

2 変更による取扱いの違い

- ・ 新様式では、代表者と口座名義人が異なる場合の押印が不要となりました。

※すでに旧様式により提出済みの場合は、改めての提出は不要です。

参考 別紙【新様式】口座振替依頼書

【問合せ先】

旭区地域振興課 自治会担当

電話 954-6091

メール as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

整理番号

口座振替依頼書

年 月 日

横浜市長

横浜市 区長

(申出者)

所在地

団体名

代表者職・氏名

令和8年4月1日以降、横浜市及び区から交付される地域活動推進費補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金、旭区まちぐるみ地域防犯推進事業助成金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）を次の金融機関へお振り込みください。

金融機関名	銀行		支店
	信用金庫		出張所
預金種目	1 普通	2 当座	支所
口座番号			
フリガナ			
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください)		

申立書

上記口座は申出者と同一団体の口座であることに相違ありません。

※代表者名と口座名義人が異なる場合はこちらのチェックボックスに✓をお願いします。

【注意事項】

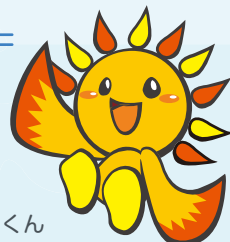
- 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 会長(代表者)又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消し、会長(代表者)印で訂正印をお願いします。

あさひ 青指だより

第97号

を発行しました

青少年指導員が取材や記事の作成を行い、広報部会で編集した広報紙です。令和7年度のイベントの様子について青少年指導員の目線で紹介しています。



旭区マスコットキャラクター あさひくん

第35回

旭ふれあい区民まつり

令和7年10月19日(日)
「竹細工教室」ブースを出店!



旭区親子野外自然体験活動

令和7年
11月1日(土)、29日(土)
こども自然公園にて親子で楽しめる
野外イベントを開催!



第20回

旭区大なわとび大会

令和8年1月31日(土)
旧若葉台西中学校にて、
小学生から大人まで
280名以上が参加しました。



地区だより

旭区内19地区のうち、
9地区分の活動を
紹介しています。



全文は二次元バーコードから
ご覧いただけます。
また、区役所で配布しています。



発行 旭区青少年指導員連絡協議会
編集 広報部会
事務局 旭区役所地域振興課
TEL:045-954-6099

区連会 資料 4-9

令和8年4月17日

各地区連合自治会町内会長 様

旭区更生保護女性会
会長 峰松 雅子

「更女だより あさひ」第13号の発行について

春爛漫の候、皆様にはご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、皆様には更生保護活動の推進に関し、ご支援とご協力を賜りまして誠に有難く厚くお礼申し上げます。

さて、この度、旭区更生保護女性会の広報紙「更女だより あさひ」第13号を発行するはこびとなりました。

つきましては、一部をお手元にお届けいたしますのでご高覧の上、ご意見やご感想などをお寄せいただけましたら幸甚に存じます。

皆様のご健康を祈願し、今後とも更女活動への変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

旭区更生保護女性会

電話：045-392-1123

FAX：045-392-0222

担当：齋藤

受彰者紹介 ~おめでとうございます~

日本更生保護女性連盟理事長表彰 関東地方更生保護委員会委員長感謝状 横浜保護観察所長感謝状	寺島津子 (万騎が原) 佐瀬妙子 (若葉台) 伊藤記子 (万騎が原) 寺本雅子 (希望が丘中)
神奈川県更生保護女性連盟会長表彰	石塚はるみ (万騎が原) 藤沖孝子 (希望が丘中) 諸澤光子 (鶴ヶ峰 1) 阿部幸子 (川井) 綿貫仁子 (今宿)
横浜市長感謝状	立花あや子 (二俣川 NT) 北嶋美子 (鶴ヶ峰 2) 佐藤あい子 (鶴ヶ峰 1) 中村ゆり (旭北) 河合葉子 (鶴ヶ峰 2) 針谷晟子 (若葉台)
横浜会議議長感謝状 横浜市更生保護女性連盟会長表彰	敬称略

2025 年度活動報告

総務部会

総会時のあられ、ビスケットの販売・社会を明るくする運動・旭ふれあい区民まつりにおいて更生保護活動の広報・会員研修への参加等色々な体験をしていく中で会員同志の繋がりを一層深める事が出来たと実感しています。

研修部会

今年度の研修部は「第6回上映会 九十歳。何がめでたい」旭公会堂のご厚意により、旭保護司会・旭区社会福祉協議会と共に協働開催いたしました。379名の地域の方々との区からの参加もあり盛況のうちに終了できました。

広報部会

令和7年度の更女だより13号発行にあたり旭区社会福祉協議会始め関係各位の皆様にご支援賜り厚く御礼申し上げます。今年度も年間を通し更生保護女性会の活動を掲載する事出来ました。また新しい理事の方も加わり社会貢献活動にも参加しました。



~ 2027年国際園芸博覧会へ旭区オープンガーデン旭区更女会員の庭 ~



事務局より

令和7年4月1日付けで旭区社会福祉協議会に入職いたしました。更生保護女性会の皆様は、右も左も分からない私にも明るく元気に声をかけてくださり、いつも温かい気持ちになります。皆様のような温かい方々が、地域のために活動されていることを大変心強く感じております。

皆様の活動を少しでもサポートできるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

旭区更生保護女性会 事務局 齋藤 円

編集後記

早いもので、一年の締めくくりの月となりました。編集作業をしつつ目に止まったスマホの中の平和を願っているような彩りよい花の写真に感嘆。しかし私達をとりまく社会や世界が大きく変動している今、たとえ小さな存在であっても、この花のようにありたい。この「更女だより」が出会いの場となり、多くの方と繋がるように願います。

広報部一同

更女だより

あさひ

第13号

発行日：令和8年3月31日
発行責任者：峰松 雅子
事務局：〒241-0022
横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35
(旭区社会福祉協議会内)
電話：045-392-1123
FAX：045-392-0222
制作：そら工房



旭区春の里山ガーデンフェスタ 2025



2025年4月27日(日)撮影

更生保護女性会綱領

- 私たちは 一人ひとりが人として尊重され、社会の一員として連帯し、心豊かに生きられる明るい社会をめざします
- 私たちは 更生保護の心を広め、次代を担う青少年の健全な育成に努めるとともに、関係団体と提携しつつ、過ちに陥った人たちの更生のための支えとなります
- 私たちは 知識を求め自己研鑽に励むとともに、あたたかな人間愛をもって明るい社会づくりのために行動します

旭更生保護女性会会報 挨拶文

旭保護司会長



黒須 正明
令和7年度より小松会長の後任となりました黒須です。更生保護女性会の皆様には、日頃から社会を明るくする運動・ミニ集会や研修会を通じて犯罪予防や更生保護活動に共に取り組んでいただいている事にあらためて感謝を申し上げます。現在、全国的には犯罪件数が減少傾向の一方で再び犯罪を繰り返す再犯者が増加する傾向があります。その再犯者の中には認知症状や知的発達障害がある方が一定数おります。こういった方には刑罰や指導という処遇よりも地域の活動とつながった福祉的支援が効果的で必要です。保護司の役割も対象者との個別の保護観察業務だけでなく地域とのネットワークが求められる時代となってきました。皆様は日頃から民生委員児童委員や町内会あるいはPTAや子供会などで、それぞれの地域でご活躍して来られた方が多いと思います。皆様の持つ地域の力がこれからの更生保護活動にますます必要な時代となってきました。今後もお力添えをいただき共に活動の輪をひろげていくことをお願い申し上げます。

ごあいさつ

旭区社会福祉協議会 事務局次長



三木 涉
令和7年4月に港南区にありますが東永谷地域ケアプラザから異動してまいりました三木と申します。日頃より旭区更生保護女性会の皆さまには、地域の安全・安心のため、また区社会福祉協議会の活動についても多大なるご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。更生保護女性会の皆さまが取り組まれている、犯罪・非行の未然防止や、支援を必要とする方々への温かな寄り添いは、地域社会の安定と信頼の礎となっています。とりわけ、青少年の健全な育成に向けた社会を明るくする運動は、次世代を担う子どもたちの未来を守る大切な取り組みです。また、様々な場面において地域活動を支えておられ、なくてはならない存在となっています。人と人とのつながりが薄れがちな今だからこそ、皆様の活動が地域に温もりを届けてくれていると感じます。これからも、旭区更生保護女性会の皆さまと一諸に、支え合える地域づくりを進めていけたらと思っています。

2025 年度主な活動

更生保護の実践は現場から

私たちはこれからも社会復帰を支えます
更生保護の優しい心で



旭区更生保護女性会総会
2025年4月25日(金)
令和6年度旭区更生保護女性会総会
ぱれっと旭



旭区更生保護女性会総会
講話 「特殊特殊詐欺を中心とした
防犯対策について」
旭警察署生活安全課防犯少年係 中澤 健児様



2025年10月17日(金)
新会員研修
保護観察所



2025年10月19日(日)
第35回旭ふれあい区民まつり
旭区役所他



2025年7月11日(金)
第75回社会を明るくする運動
駅頭キャンペーン
旭保護司会共催
希望ヶ丘駅 二俣川駅 鶴ヶ峰駅



2025年11月26日(水)
第76回神奈川県更生保護大会
カルッツかわさき



2025年12月15日(月)
県更女創立65周年記念事業会員研修
西公会堂



2025年7月5日(土)、12月6日(土)
ひとり親家庭応援Day
ぱれっと旭



2025年9月29日(月)
愛のあられ、ビスケット配達
旭区全域



2026年1月9日(金)
旭区更女賀詞交歓会
鶴ヶ峰南房



2025年度ミニ集会
若葉台 / 上白根、旭北合同 / 今宿
希望が丘3地区、笹野台 / 万騎が原 / 川井



2025年10月3日(金)
社会貢献活動
みなとみらい清掃
旭保護司会、旭区更女参加



2025年10月7日(火)
Bブロック研修
栄区役所



旭区更生保護女性会理事

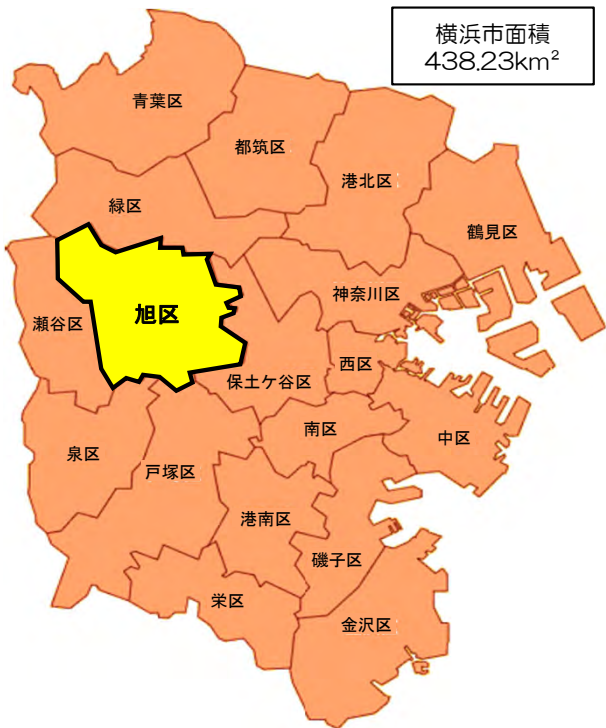


2026年3月4日(水)
主催 旭公会堂自主事業
上映会「九十歳。何がめでたい」
共催 旭区更生保護女性会
旭保護司会
旭区社会福祉協議会



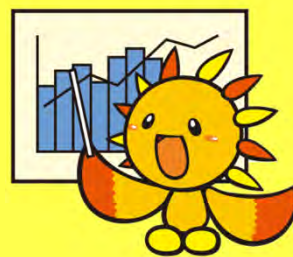
区勢要覧「データでみるあさひ2026」

〇旭区ってこんなところ



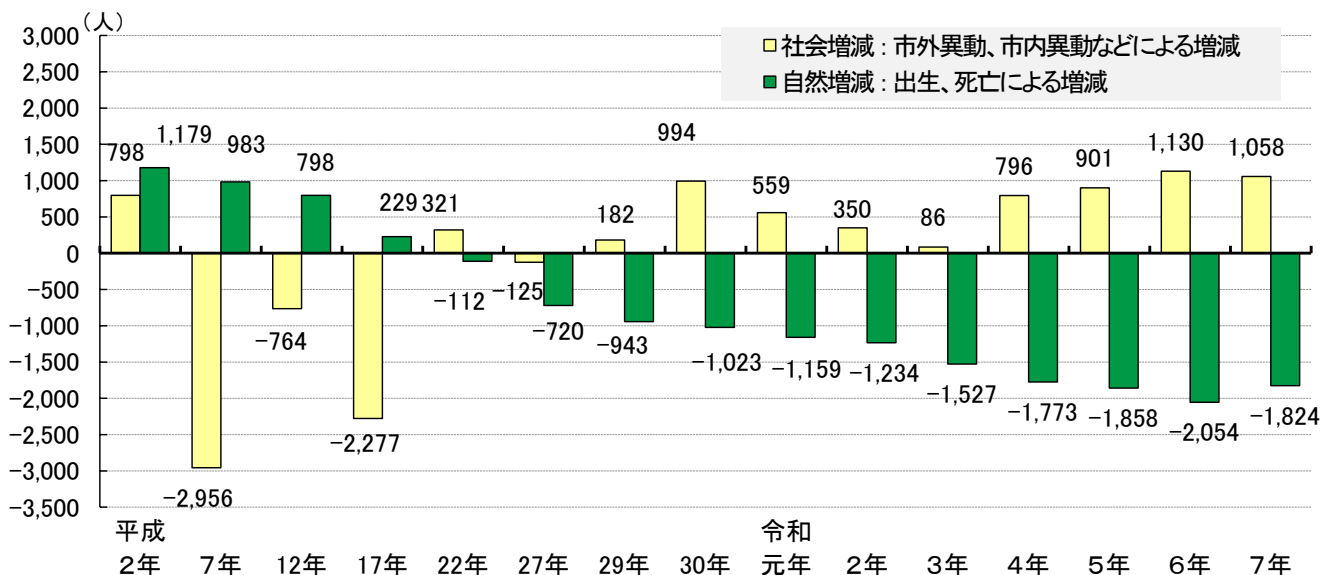
□旭区的主要データ

- ◇面積
32.73km²（市域438.23km²の約7.5%）④
- ◇人口
239,850人（男:115,249人/女:124,601人）⑥
- ◇世帯数
109,840世帯⑦
- ◇1世帯あたり人員
2.18人⑦
- ◇人口密度
7,328人/km²⑫



※丸数字は市内18区中の順位
令和7年10月1日現在
[資料：横浜市人口ニュース]

〇届出による人口異動の推移 (P.07)より抜粋



[資料：横浜市統計書（横浜市人口ニュース）]

データでみるあさひ2026【全体版】は
下のURLもしくは右の二次元コードからご覧いただけます！
<https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/kusei/tokei/datademi ruasahi.html>

